

令和2年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月8日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○同意第14号 板倉町教育委員会教育長の任命について	9
○同意第15号 監査委員の選任について	9
○議案第45号 特例基準割合の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	10
○議案第46号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	11
○議案第47号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	12
○議案第48号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	13
○議案第49号 町道路線の廃止について	13
○議案第50号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について	14
○議案第51号 板倉町地域活動支援センターの指定管理者の指定について	14
○議案第52号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について	14
○議案第53号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について	14
○議案第54号 財産の取得について(板倉町立小中学校タブレット端末購入)	17
○議案第55号 財産の取得について(板倉町立小中学校電子黒板購入)	18
○議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について	19
○議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につい	

て	1 9
○議案第 5 8 号 令和 2 年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	1 9
○議案第 5 9 号 令和 2 年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	1 9
○散会の宣告	2 0
散 会 （午前 1 0 時 0 2 分）	2 1

第 2 日 1 2 月 9 日（水曜日）

○議事日程	2 3
○出席議員	2 3
○欠席議員	2 3
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 3
○職務のため出席した者の職氏名	2 4
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	2 5
○開議の宣告	2 5
○諸般の報告	2 5
○一般質問	2 5
森 田 義 昭 議員	2 5
針ヶ谷 稔 也 議員	3 6
小 林 武 雄 議員	4 9
○議案第 5 6 号 令和 2 年度板倉町一般会計補正予算（第 6 号）について	6 3
○議案第 5 7 号 令和 2 年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につい て	6 3
○議案第 5 8 号 令和 2 年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	6 3
○議案第 5 9 号 令和 2 年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	6 3
○散会の宣告	6 5
散 会 （午後 0 時 4 9 分）	6 5

第 7 日 1 2 月 1 4 日（月曜日）

○議事日程	6 7
○出席議員	6 7
○欠席議員	6 7
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 7
○職務のため出席した者の職氏名	6 7
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	6 9
○開議の宣告	6 9
○閉会中の継続調査、審査について	6 9

○議案第60号 明和町との路線バス負担金に関する争論の調停の申請について	69
○町長挨拶	86
○閉会の宣告	89
閉 会 （午前10時44分）	89

板倉町告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和2年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月4日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和2年12月8日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	今 村	好 市	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	延 山	宗 一	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和2年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年12月8日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 同意第14号 板倉町教育委員会教育長の任命について
日程第 4 同意第15号 監査委員の選任について
日程第 5 議案第45号 特例基準割合の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 6 議案第46号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第47号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第48号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第49号 町道路線の廃止について
日程第10 議案第50号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第11 議案第51号 板倉町地域活動支援センターの指定管理者の指定について
日程第12 議案第52号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第13 議案第53号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第14 議案第54号 財産の取得について（板倉町立小中学校タブレット端末購入）
日程第15 議案第55号 財産の取得について（板倉町立小中学校電子黒板購入）
日程第16 議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について
日程第17 議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第18 議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第19 議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
落合均	総務課長
根岸光男	企画財政課長
丸山英幸	税務課長
峯崎浩	住民環境課長
橋本宏海	福祉課長
小野寺雅明	健康介護課長
伊藤良昭	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
佐山秀喜	教育委員会 総務学校係長
伊藤良昭	農業委員会 事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

小林桂樹	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
伊藤泰年	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

ただいまから告示第99号をもって招集されました令和2年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○延山宗一議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありますので、これを許します。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。令和2年12月の定例会をこうして招集させていただきましたが、全議員の皆様にお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。

年賀状や今年の漢字、あるいは今年の重大ニュース、そして来年の干支等々、いろいろなトピックスが話題の中心になる12月もこの時期、暮れや新年をどう過ごすか、初春の志は、あるいは帰省は、大混雑は、初詣はどこへ行くのか等々、同じく整理と出発、区切りと始まりの年越しを目前に、行動の話題も両方併せてマスコミを躍る、飾る暮れでございますが、今年の暮れはいつもと違う暮れになっておることはご承知のことと思います。

昨年というか、我々が感じ始めたのは、今年の正月明けの2月頃からではありましたが、突然のコロナウイルス発生拡大に気を配りながら今日までまいったわけでございます。振り返ってみると、一言で言えば医学専門家の予測どおりに流行が推移してきたと考えて分析をいたしております。しかし、それに加えて、やむを得ず政治が大きく介入をするわけでありますが、そのことによって本質に雑念が入り、結果的には解決が長引き、トータル的には経済損失が最大になるとの予測の医学的見解があったわけでありますが、振り返ってみると、そのとおりであったと思っております。

ご記憶だと思いますが、昨年の3月頃であったでしょうか、コロナはウイルス、ウイルスは湿度、高温に弱いと言われる。このコロナについても梅雨あるいは夏になれば自然消滅するだろうと、あまり心配しないほうがよいとの一説が流れたときもあり、ほんの少しの期待もされましたが、専門家の中では同時に、コロナウイルスは全世界関係なく流行していると、その時点でも。冬春の都市もあれば、熱帯、亜熱帯の都市も同時流行している。したがって、春夏秋冬関係なく年間を通して流行するとの医学的見解がやはり正解でございました。その結果として、オリンピックも延期に追い込まれたということになるのでありましょう。

人の移動とともにウイルスが増殖し、190か国を2か月で流行下にウイルスが置いたというような、そういった表現もされるほど、その伝染力が証明をされたわけでございます。ありがたくないことでありますがということでございます。

至近距離での会話や食事、密室を避ける、換気の徹底、密集を避ける、少人数会合等々新しい生活スタイルで立ち向かうべく、こうあるべきだと言われても、年間厳しい寒暖差のある、いわゆる世界どの国もそういったことでもございますが、特に日本では真冬に窓を開け、換気扇を回し、できれば扇風機をかけて、震えながら少人数で宴会でも食事でもするべきだ。なおかつ、一口マスク食事会と言われるような施策も推奨

されている今日、誰がどう考えても、今までの常識からすれば非現実的だと言われてもやむを得ません。

そういった感染防止のことを踏まえて、感染防止のために不要不急の外出は自粛せよ。左手のマイクではそう言い、右手では経済活性化のために旅行に行ってくれば、大変な思いをして集めた税金を使いますと。この全く正反対の政策、いわゆる経済と医療の両立を目指す国の政策は、多分失敗するだろうということを先ほどから申し述べた医学的見地からは述べられております。

そして結果は、二兎追うものとはという意味での結果は、最も大きな損失を招き、今すぐ人命優先、医療優先の施策に切り替えないと、とんでもないことになるかもとの医学的見解をさらに無視しているとも思えるGo To キャンペーン来年6月までの延長、続行宣言は、冒頭申し上げております昨年2月からの我が国のコロナ対策を振り返るとき、医学的見地と大きく違う政策は、やっぱり裏目に出るのかもしれないという心配をする声が、昨日、おとといのマスコミ報道各社の世論調査ではっきり出ているということになるのだらうと思います。私も素人でございますからですが、そういったことを踏まえ、ぜひ国にも、特に総理大臣も含めて、立ち止まり、振り返って、この先に対する入念な判断を国に求めたいというふうに思っております。

我が町としては、12月4日ついに、まだ二、三日前です。正式にコロナ陽性第1号が記録されました。その他複雑な発表の形態により、館林保健所管内の陽性者数をおおむね郡内の1万人を1として、館林市が7あるいは8、板倉町が1.5とか、明和町1、千代田町1、大泉町が4、邑楽町が例えば2.5という案分で、この館林保健所管内の累積発表者数を割ったときに、板倉町で4名や5名はカウントされるのではないかなというようになかなか難しいですので、発表が私どものところに正確に届かないということも含め推測をせざるを得ません。

いつ、誰が、そういう意味で当事者になっても不思議ではない状況が、いよいよそういう意味で我が町にも来ているのは、ここ二、三日の状況、あるいは今朝の館林のスナックでのいわゆるクラスター発生等々も含め感じるところでありますので、やむを得ずさらに何十回繰り返した同じ言葉、外出の自粛、不特定多数の交流自粛、3密ほかマスク、手洗い、うがい等、基本となる予防策の徹底をさらに呼びかけていくほかありません。

先ほどの館林のスナックで、一定の期間の中で出入りをしたそのお客様の中に、当町の町民が混じっていないとも限らないということから、先ほど、これはある意味では医学的な緊急の状況にもあるかもしれないということ踏まえ、今夜、いわゆるそのスナックに出入りしたと心から自分で考えて思える方は受診をしていただきたい旨、防災ラジオを使って7時から流してもよろしいのかな、拡大を防ぐための手段としてというふうなことも含めて、先ほど担当課長と相談をさせていただきました。思い当たる方がいたら、自ら最寄りの手続で自分を守っていただきたい旨を緊急的に発したいというふうに思っております。

話は変わりますが、先般、第1次、第2次の国のコロナの関連予算を基にし、ずっとその内容を含めて郡内各市町の内容とも比較をし、比較をされながら、計画の完全執行を目指してまいりましたが、予算的なものの計画でございましたので、計画よりもこの部分は使われない、利用されないとか、いわゆるそういった動向もございましたので、せつかくの組んだ予算の金額を無駄にしないようにということも含め、完全執行に向けて見直しを行いました。暮れにかけて1日600人を超す陽性者が出て、医療崩壊になるのか、あるいはこれから縮小されて、年末は喜びのごった返しの人出になるのか、経済と行政の戦いが続くわけであり

ます。

諸外国と比べると後手後手の対応は、経済を考えたことではあるはずが、何兆円つぎ込んでも医療専門家の言う結果になった場合、経済的損失、ただお金をジャブジャブ捨てるというようなことにもなりかねない、計り知れない現実を見ることになるかもしれません。そんな難しい判断を国に求めながら、我々も一生懸命対応をしていくわけではありますが、議論をすべき臨時国会も閉じられ、1月半ばの通常国会に向けて、現在は場外乱戦、あるいは場外でのせめぎ合いが続いている状況でございます。

県も次年度予算の厳しさを予測しながら、県有施設の整理にも踏み込もうとしているようであり、必要なものをずっと感じながら、そこに予算が回らずにコロナに回っていることを含め、無駄はないか、合理化はできないかという県の姿勢を見ると、それは我々板倉町としても、その姿勢を十分に学び、ただ広げれば、ただ新しいものにチャレンジするというだけでよろしいのかどうかも含め、他山の石を有効に活用してまいりたいというふうに思っております。

当町におきましても、現在、課局ヒアリングを経て、査定の絞り込みに向かうところであります。同様に町内産業の経営水準の厳しさを見込みながら、優先順位を考え、課題に対しての柔軟性かつ張り張りのつく予算編成になるよう、歳末に向かったの努力というふうな流れになろうとしております。そういったことで、今後もよろしくお願いをしたいと思っております。

また、7年間、町の教育行政、7年余ですか、教育行政の中心で、私とともに頑張っていたいただいた鈴木優教育長の体調理由の辞職願を受理いたしましたことは、既にご案内のとおりであります。それに伴う新教育長の人事案、併せて江田監査委員の一身上の都合による辞職願受理に伴う新監査委員の人事案等も今回上程をさせていただきますので、人事案件でございますので、原案どおり議決をいただきますようお願いを申し上げながら、また他議案に対しても慎重なご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。主にコロナの関係だけのご挨拶になってしまいましたが、私はこう考えるということを含めて、いつも主観を申し述べながら、ご挨拶とさせていただいているところであります。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○諸般の報告

○延山宗一議長　ここで、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願ひます。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願ひます。

次に、教育委員会から令和元年度教育委員会点検評価報告書をお手元に配付しておりますので、ご了承願ひます。

次に、今定例会に付議される案件は、人事関係議案2件、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案3件、町道路線の廃止議案1件、公の施設に関わる指定管理者の指定議案4件、財産の取得議案2件、補正予算議案4件であります。

また、議員配付のみの陳情につきましては、お手元の陳情文書表のとおり3件提出されておりますので報

告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○延山宗一議長 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員に

6番 針ヶ谷 稔 也 議員

7番 荒井 英 世 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○延山宗一議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月20日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

青木議会運営委員長。

[青木秀夫議会運営委員長登壇]

○青木秀夫議会運営委員長 それでは、本定例会の会期についてご報告申し上げます。

本件につきましては、11月20日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期については本日12月8日から14日までの7日間と決定いたしました。

なお、議事日程につきましては、本会議初日の本日は、同意第14号及び15号、並びに議案第45号から議案第55号について提案者から提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。

次に、議案第56号から議案第59号の補正予算関係4議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。

なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、付託案件の審査の後、委員会採決を行います。

第2日目の9日は、3名の議員が一般質問を行います。

なお、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係4議案について、委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

第3日目の10日は、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第4日目の11日は休会とし、休日を挟み、第7日目、最終日の14日は、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。

○延山宗一議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から14日までの7日間と決定いたしました。

○同意第14号 板倉町教育委員会教育長の任命について

○延山宗一議長 日程第3、同意第14号 板倉町教育委員会教育長の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速ご審議をお願い申し上げます。

まず、同意第14号 板倉町教育委員会教育長の任命についてということで、その提案の理由を申し上げたいと思います。本案につきましては、令和2年11月16日付で鈴木優氏が願により教育長を辞職したことに伴う人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、赤坂文弘氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定による議会の同意を求めるものでございます。赤坂文弘氏は人格が高潔であることはもちろんのほか、平成25年4月から平成31年3月までの6年間にわたり、町内小学校の校長として教育行政に関する高い識見に基づいた指導力と行動力を発揮されていた実績もあることから、教育長として適任な人物と考えております。

以上、簡単でございますが、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

人事の関係上、改めてこれ以上の説明は用意をいたしておりません。担当課長の説明も予定をいたしておりませんので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第14号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第14号は原案のとおり同意されました。

○同意第15号 監査委員の選任について

○延山宗一議長 日程第4、同意第15号 監査委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、同じく同意をいただきたい同意第15号 監査委員の選任についての提案理由でございます。

本案につきましては、監査委員2名のうち、江田音吉氏から令和2年11月30日をもって辞任したい旨の願いがあり、その退職を承認させていただいたことに伴う後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、館野文男氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。館野文男氏は、人格は高潔で、税務署、国税局に長く勤務され、税務行政に携わられた一方、現在は税理士の資格を有し、監査の実務に精通をいたしておりますので、まさに適任者として監査委員に選任したいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。人事上のことでございますので、同じく改めて担当課長のこれ以上の説明は予定をいたしておりません。よろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第15号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第15号は原案のとおり同意されました。

○議案第45号 特例基準割合の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○延山宗一議長 日程第5、議案第45号 特例基準割合の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、今度は議案第45号ということでございます。特例基準割合の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてということであります。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の字句が改められたことにより、関係条例について一括にて改正する条例の制定でございます。

改正内容につきましては、「特例基準割合」の字句が「延滞金特例基準割合」に改正となるものでござい

まして、字句の変更でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議案第46号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第6、議案第46号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第46号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案につきましては、地方税法の改正に伴い、板倉町国民健康保険税条例においても関連する条項等において改正が必要となり、行うものでございます。

改正内容につきましては、個人所得課税の給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いを申し上げます。

同じく担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議案第47号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第7、議案第47号 板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、同じく議案第47号でございます。板倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてということでございます。

本案につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正をされたことによりまして、本年10月1日に施行されたことに伴う標記条例について改正をするものでございます。

改正内容につきましては、法改正に伴い、条例中に条ずれが生じたため、単に条ずれを修正する改正ということになるということでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議案第48号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第8、議案第48号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第48号のご審議をお願い申し上げます。板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてということでございます。

本案につきましては、令和2年4月に道路法施行令の一部を改正する政令が施行され、道路占用料の額が地価水準等の変動を反映した額に改正をされたことによるものであります。本町の道路専用料の額におきましても、道路法施行令を準用していることから、国の道路専用料の額に合わせて、町の道路専用料の額を改正するものでございます。

以上でございますので、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議案第49号 町道路線の廃止について

○延山宗一議長 日程第9、議案第49号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、亀井伝吉議員に直接利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により、亀井伝吉議員の退場を求めます。

[2番 亀井伝吉議員退場]

○延山宗一議長 議案第49号について、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第49号 町道路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、板倉町大字海老瀬地内において、民有地内に認定された町道について、土地の所有者から町道路線廃止の申請があり、現状を慎重に審査した結果、廃止をしても支障がないと認められること

から、町道路線の廃止をするものでございます。

廃止する路線につきましては、町道4109号線、廃止する路線の延長29.7メートル、約30メートル弱、幅員2.5メートルから場所によって5.8メートルという変則的な道路の幅員でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、町側としては提案をさせていただいた方向で対応したいと考えておりますが、よろしくご審議をいただいた上、ご決定賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

亀井伝吉議員の入場を許します。

〔2番 亀井伝吉議員入場〕

○議案第50号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について

議案第51号 板倉町地域活動支援センターの指定管理者の指定について

議案第52号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第53号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

○延山宗一議長 日程第10、議案第50号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第13、議案第53号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてまでの4議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、お願いを申し上げます。議案第50号から議案第53号までにつきましては、板倉町総合老人福祉センターほか同地内の3施設に係る指定管理者の指定期間満了に伴う対応になりますので、一括してご説明を申し上げるところでございます。

本4議案につきましては、現在、板倉町社会福祉協議会に委託をいたしております。板倉町総合老人福祉センター、同じく板倉町地域活動支援センター、同じく板倉町障害者デイサービスセンター、そして板倉町デイサービスセンターの4施設でございます。この4つの施設が、令和3年3月31日、今年度3月31日をも

って指定管理者の指定期間が満了となることから、令和3年4月1日から同じく令和6年3月31日までの3年間を引き続き板倉町社会福祉協議会を指定管理者と指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部については、この件につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、ご清聴をいただきました上、よろしくご審議いただき、決定を賜ればというふうに思っておるところであります。よろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 橋本福祉課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 それでは、議案第50号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定について、議案第51号 板倉町地域活動支援センターの指定管理者の指定について、議案第52号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第53号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についての細部につきまして、関連がありますので一括してご説明申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

これらの4つの施設につきましては、平成18年4月より板倉町社会福祉協議会を指定管理者として指定し、3年間で1期として、現在5期目を迎えております。先ほどの町長の提案理由の説明にもありましたとおり、現在の指定期間が令和3年3月31日をもって満了することに伴いまして、改めて指定管理者の指定をするものでございます。指定管理者の指定につきましては、板倉町公の施設に関わる指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条により、公募をすることが原則となっております。

しかし、現在までの指定管理者の指定につきましては、いずれの施設も老人福祉法、障害者総合支援法、介護保険法等の法律に基づく施設であったことから、条例に基づく指定管理者の指定基準に該当する社会福祉法人として、4つの施設を一括して公募によらないで板倉町社会福祉協議会を指定してきました。

理由といたしましては、まず当該4施設は同一敷地内に位置し、駐車場や倉庫、車庫等々その他の附属施設を共有するなど個々の施設が不可分な関係にあり、一体的な施設として機能していることでございます。

そしてもう一点、板倉町社会福祉協議会が社会福祉法に基づき設置されている非営利団体であり、常に町との連携はもとより、地域住民や福祉団体と一体となって地域福祉の増進や社会福祉のために最先端で活躍していた実績を評価したものでございます。板倉町社会福祉協議会は、介護保険事業の積極的展開による事業収益の一部を協議会運営費へ繰入れし、町の運営費補助金の削減を図るなど組織の体質強化を図ってまいりました。

一時、事業損益が発生し、基金の取崩しなどありましたが、平成29年度からは事業加算など収益増、また令和2年度からは食事提供体制の変更などにより経営状況の改善強化が図られ、基金取崩しの返済や法人の体制強化に向けてさらなる基金の積立て等、運営及び経営に関する改善計画が示され、その効果が報告されている状況でございます。

具体的な取組につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所えがおにおいて、介護保険事業以外に緊急時の高齢者の一時避難所や障害者の緊急時一時避難所としての機能を務める配慮や、板倉町においては特に障害福祉サービス事業者が少ない中、町の療育父母の会の事務局として運営を補佐するなどし、町が進める障害者福祉事業を積極的に受託し、推進するなど利用者を熟知し、保護者との信頼関係を構築するなどし、

福祉を必要とする人々に寄り添った住民福祉の向上に力を注いでいます。

また、特色ある独自事業、思いやり福祉サービス事業につきましては、支え合いの自助、共助の理念により、地域福祉の推進に寄与するものでございます。併せて学童保育所の運営や福祉教育の推進など子ども・子育て世代への事業展開も行っております。これらを踏まえ、今期の指定期間満了後も令和6年3月31日までの3年間、引き続き4つの施設を一括して板倉町の公の施設に関わる指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条3号、指定管理者の候補者の選定の特例を適用いたしまして、公募によらず板倉町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、地域、障害、介護、児童、それぞれの福祉の支援のさらなる強化と、そして今年度決定いただきました板倉町地域福祉計画の基本理念、誰もが共に支え合う安心してくらするまちの実現のため、板倉町地域福祉の総合拠点として、さらなる福祉の充実を目指すものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

初めに、議案第50号 板倉町総合老人福祉センターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 板倉町地域活動支援センターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 板倉町障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行い

ます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 板倉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議案第54号 財産の取得について（板倉町立小中学校タブレット端末購入）

○延山宗一議長 日程第14、議案第54号 財産の取得について（板倉町立小中学校タブレット端末購入）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 議案第54号でございます。財産の取得についてということで、内容は町立小中学校タブレット端末購入ということでもあります。

本案につきましては、小中学校のタブレット端末を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本取得財産の品名及び取得の相手方、取得金額等について説明をさせていただきます。取得財産の品名については、小中学校タブレット端末でございます。取得の相手方につきましては、株式会社ナブアシストでございます。取得金額につきましては4,617万8,000円、うち消費税が419万8,000円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。

申し上げたことは、主要なおおむねの内容でございまして、担当課長の説明は改めて予定をいたしておりません。よろしく申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議案第55号 財産の取得について（板倉町立小中学校電子黒板購入）

○延山宗一議長 日程第15、議案第55号 財産の取得について（板倉町立小中学校電子黒板購入）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 議案第55号でございます。前号に引き続いて同じく財産の取得についてということでございます。

板倉町立小中学校の電子黒板購入という内容でございます。本案につきましては、小中学校の電子黒板を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本取得財産の品名及び取得の相手方、取得金額について説明させていただきます。取得財産の品名につきましては、小中学校電子黒板でございます。取得の相手方につきましては、リコージャパン株式会社、販売事業本部群馬支社、LA営業部でございます。取得金額につきましては2,190万9,360円、うち消費税が19万1,760円でございます。

以上、申し上げましたが、同じく担当局長の説明は予定をいたしておりませんので、よろしく申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○延山宗一議長 日程第16、議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第19、議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

○栗原 実町長 副町長に代わって朗読させたいと思いますので、許可をお願いします。

○延山宗一議長 中里副町長。

〔中里重義副町長登壇〕

○中里重義副町長 それでは、命によりまして町長に代わりまして私のほうから提案理由を申し上げさせていただきます。議案第56号から議案第59号につきましては、令和2年度各会計の補正予算でありますので、一括してご説明をさせていただきます。

初めに、議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。本補正予算につきましては、第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,380万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億54万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、町税に5,000万円、地方特例交付金に317万円、地方交付税に1億7,182万6,000円、県支出金に391万9,000円、繰越金に2億9,300万円、諸収入に1,306万5,000円をそれぞれ追加し、使用料及び手数料から81万6,000円、国庫支出金から26万3,000円、繰入金から2億3,259万4,000円、町債から6,750万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に2億1,781万7,000円、民生費に2,017万3,000円、衛生費に9万1,000円、予備費に500万円をそれぞれ追加し、商工費から725万8,000円、教育費から201万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。また、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上が令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）の説明でございます。

次に、令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。本補正予算につきましては、本年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ

188万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,671万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、3款繰入金に42万円、4款諸収入に46万4,000円、5款繰越金に140万9,000円、6款国庫支出金に13万2,000円をそれぞれ追加し、1款後期高齢者医療保険料から54万5,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、1款総務費に66万円、3款諸支出金に132万8,000円をそれぞれ追加し、2款後期高齢者医療連合納付金から10万8,000円を減額するものでございます。

以上が令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。本補正予算につきましては、今年度第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ644万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億5,023万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金に200万1,000円、6款繰入金に2,097万6,000円、7款繰越金に1,505万1,000円、8款諸収入に999万7,000円をそれぞれ追加し、1款国民健康保険税から3,943万3,000円、4款県支出金から214万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、9款諸支出金に999万7,000円を追加し、6款保健事業費から354万8,000円を減額するものでございます。

以上が令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

次に、令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。本補正予算につきましては、今年度第3回目の補正予算であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ185万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億8,771万円とするものでございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金に774万5,000円を追加し、1款保険料から95万4,000円、7款繰入金から494万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、1款総務費に165万円、5款地域支援事業費に20万円をそれぞれ追加するものでございます。

以上が令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

以上、議案第56号から議案第59号まで一括してご説明を申し上げたところでございますが、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第56号から議案第59号の4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたと思いますが、異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第59号の4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午前10時02分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和2年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年12月9日（水）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について
日程第 3 議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第 4 議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第 5 議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副	町長
落合	均	総	務課長
根岸	光男	企	画財政課長
丸山	英幸	税	務課長
峯崎	浩	住	民環境課長
橋本	宏海	福	祉課長
小野寺	雅明	健	康介護課長
伊藤	良昭	産	業振興課長
高瀬	利之	都	市建設課長
多田	孝	会	計管理者
佐山	秀喜	教	育委員会 事務局長 総務学校係長

田部井	卓之	教育委員会事務局 指導主事
伊藤	良昭	農業委員会 農事委員局長

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂樹	事務局 局長
小野田	裕之	庶務課 係長
伊藤	泰年	行政庶務係 局長兼 議事事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○延山宗一議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○延山宗一議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 おはようございます。3番、森田です。本日も通告書どおり質問をさせていただきます。

まずは、町長、再選おめでとうございます。前回、今回の通告書提出時点では、誰が町長に選出されるか、まだ分かっていなかったのですが、どなたが当選されても今回の質問はしようと思っておりました。若干ちぐはぐか、ややもするとフライングぎみを覚悟の上で、どなたがなっても通じるような質問としております。その点を踏まえて、本日はよろしく願いいたします。

栗原町長におきましては4期目となるわけですが、ベテランの域を超えて、ある意味、町民の方からすれば、期待はますます以前よりも増して大きくなるかと思えます。実績よりも増して、これから先のプレッシャーのほうが大きいのしかかっているのではないのでしょうか。もちろんそんなことは町長本人が、自分が言うより分かっているかとは思いますが。まず再選されて、改めてこれからのまちづくりへの抱負と目標をお聞きしたいと思います。その後、個々について質問していきたいと思えます。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 フェンスがありますので、マスクを取って答弁させていただきます。

また、今日は傍聴の皆様にも、大変多忙な中をこうしておいでいただき、議会の活性化に一役買っていただきますことを、まずは私のほうからも厚くお礼を申し上げたいと思えます。

ただいまの質問でございますが、政治を目指す立場としては当然の質問でありますし、また述べるのは非常に時間も要する、あるいは大きなテーマでもあります。これからの町をどうするかというようなこと。パーツ、パーツで言えばそんなに、目標は既に町民の皆様にもマニフェストをお配りして、具体的にこういったものが現在進行中である。あるいは、これから向こう4年間についての取り組むべき課題はこんなところだ

と考えているということも含め、有権者の皆さんに対して列挙してお知らせさせていただいているという、そんな気持ちでもおるところであります。

また、質問が新町長に問うということで、これもただいま質問、議員からありましたが、新の町長であるのか、ひねた町長であるのか、分からないということでありまして、任期満了を得た後、さらに引き続き向こう4年間を担当する、4期目の町長という立場から、簡単にまちづくりの抱負と目標を述べたいと思います。

取りあえず、ご承知のとおりコロナ禍が非常に当板倉町にも押し寄せてきている感じを強くしているということは、昨日の冒頭のご挨拶で申し上げました。ゆうべは緊急広域無線ラジオ放送で初めて、むしろ町の心配をする、過剰に心配をする方々には、それに火をつけてしまう可能性もあるのではないかという、片やそういった心配もしながらでもありましたが、担当と合議をいたしまして、板倉町においてずっとゼロで来たものが、1ですが、それがさらに引き続き感染が爆発的する可能性も条件的に見込まれるということもありまして、町民の皆さんの気を引き締める、あるいは現状認識を改めていただくそのきっかけとしての緊急的な町の広報として必要でもあろうということで、ラジオを使って、気をつけていただきたい。あるいは館林の某喫茶店というか、スナックとか、そこに出入りをしたおそれのある、記憶のある人は自ら積極的に受診していただきたいとか、そういう意味での啓蒙も含め、プライバシーに配慮しながらの緊急放送を流したということも含めて、まずはやはり先々どうなっていくのか全く分からない今の状況の中で、ゆうべから今朝にかけてイギリスでワクチンの第1号接種者が、あるいはソビエトというか、ロシアでワクチンの関係も含めて、飛躍的に解決に近づいているという見方もできないでもない朗報も片や流れながら、また片や、今の日本の政治の在り方が医学的見地が全く経済を考えていないような、政治側からすると。医学者、専門家が言うのは、総合的にも今手を打たないと経済的損失は計り知れないものがある、手遅れになるという、さらに人命も限りなく失われる可能性もあるということを医学的に述べておるわけでありまして、それらに対して現政権が、例えばそれはそれなりの理由が十分あろうかと思いますが、私自身が考えるのに、なぜもう少し、いわゆる諮問機関みたいな位置づけにある、その注意報、警戒警報を真剣に出しているわけでありまして、それをなぜもう少し重視しないのかということも含め、非常に大きな先々の問題も含めて、どうこうなる、するとは言えませんが、しっかりとそのコロナの、いわゆる終息に向けて、また終息がどの程度でするかは別として、その間、できるだけ町の単位的な財政措置等々には限りがありますが、国のそういう意味での予算的裏づけも含めた協力もいただいて、できるだけ、いわゆる優先順位を考えながら被害の最小限化を図っていきたい。それは経済面でも、医療面でもということでもあります。そういう意味で、コロナの関係がまず第一。

その次に、どう考えても、昨年、台風19号に襲われ、襲来され、この近隣も大きな被害を受け、またこれが1,000年後まで来ないということもありますが、今年は免れましたが、来年また同じような大規模な台風が来るやもしれないということも踏まえ、やはりこの町が持っている致命的な欠陥を一日でも早く解決したい。それは、まずは町民の生命を、他力本願でなく自力で、一時的にせよ、どう守れるかということも含めて重要な検討に入っておりますので、そういったものを対処していきたいという、いわゆる安全安心の面がまず第一だろうと思っております。

次に、その他、先ほど申し上げました予算の状況が非常に不安定な感じもいたします。それでも、新しい

令和3年度の予算はそれなりかもしれませんが、その次の次々年度の予算は相当落ち込むのではないかとということも含めながら、その予算の状況も見ながら、先ほど冒頭に申し上げた町民の皆様にお約束をする意味でお配りしたマニフェストの中の重点政策ということで書いてありますものをできるだけ一つ一つを対応してまいりたいというふうに思っております。

それらを含めて、今手をつけているものというものが、国のいわゆるコロナに関連する関係でということで、我が町もGIGAスクールの推進とか、庁内のオンラインあるいはテレワーク等々の推進、それから今まで大きな事業展開しております、またそれが90%を割っておりますが、いわゆる解体という部分で残りの1割ぐらいが、まだ完了していないということで、八間樋橋もまだ解体しておりませんかとか、いろいろ、ずっと積年あるいは続いている問題もあります関係上、予算を見ながらそういったことを含めて、重点化してあるそういった目標に対して一つ一つ対処してまいりたいというふうに考えております。

細かく話をしますと非常に限りがありますので、取りあえずは、追っての質問の中で再度触れる場合もあるかと思っておりますので、取りあえず満足のいく回答になっているかどうか分かりませんが、以上の形で答弁とさせていただきます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 コロナ中心、これは現在では一丁目一番地かなと思っております。アーリー・スモール・サクセスという言葉があります。初期段階における小さな実績と訳すそうですが、小さな成功によって流れをつくることができ、そうした政権は大きな政策が実現できると。まさに今の町長におきましては、そのとおりかなと思っております。

また、ある政治家が言ったのですが、首長になることが目的ではない。首長になったら何をするかが重大だと。その意味からすると、栗原町長の12年間での宿題がまだあるというわけかなと思っております。やり残しということですか。これは誰がなっても同じことが言えるとは思っております。当町ある限り、永遠、無限にやり残しはあるわけです。もちろん、それを町長だけに任せるわけではなく、町の副町長、職員の皆様、末席には自分たち議員も、是は是、非は非として、町の安心安全のため、時には支えたり、時にはチェックを入れたりしていきたいとは思っております。

6月の一般質問でしたが、先輩議員が、町長の前回4年間についての採点をされていました。本日、今日の町長の一語一句について、自分も自分なりに採点ができるよう、全集中をしてしっかり聞かせていただきます。自分に与えられた時間内ですが、時間を気にせず、これからの4年間の思い、ビジョンについて語っていただきたいと思っております。

抱負でしたから、もう少し夢のような話が聞けるのかなと思っておりましたが、まず、いろいろ言われた中でも、やはり一番は町の方々への安全安心かなと思えます。その中で、近隣ではない当町の防災ラジオの導入は、それなりの効果が出ているかと感じております。その次のステップとして、それを活用していく行動が求められると思いますが、防災ラジオで情報を得た後は、素早く行動に移す。大変大事なことだと思っております。それは、マイタイムラインの作成が不可欠と思いますが、これを当町の皆様方に徹底が重要になってきていると思っております。町としてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいまの質問は、水防災にやや偏ったタイムラインということから考えますと、地震の場合、同じ自然災害でもタイムラインがつくりづらいということも当然ありますので、水害についてということ頭に描きながら答弁をさせていただくということをお願いしたいと思います。

前年の秋の台風19号で、初めての経験で、当然賛否、あるいは行動の間違い等々もいっぱいあったと私も思っておりますし、それらを町民の皆さんのサイド、いわゆる避難をした人のサイド、あるいは避難をしなかった人のサイド、それはアンケートから、そしてまた、それを誘導したサイド、いわゆる我々本部と称される立場。あるいは、我々の手となり、足となって動いていただいた役場の職員イコール、それを各避難所へ駆けつけて中心的な立場で頑張っていたいただいた立場。そして、それらを平常時から見ている行政区の区長さんや、あるいは議員さんも含めて、そういった人たちからの反省の指摘や、いろいろ総合的にそういったものも反省させていただいてまとめさせていただきながら、区長会さん等も議会さんにもご報告をしているとおりであります。

そういう流れの中から、国においては、今既に始まっているのかどうか、確認が、ちょっと忙しかったのでできないのですが、今年4月当初、利根川上流事務所で板倉町町内で、今年の台風19号に関しての堤防の高さが、未達成、計画よりも低いという部分が、下五箇地域、下五箇というよりも、大高嶋の島、大久保地域に一部あるということで、そのかさ上げを今年は実行するという、所長からの正式な言質もいただいておりますし、また斗合田にあります、直接利根川へ排水をする国の排水機場の手前、東側約300メートルの間をさらに腹づけを可能な限りすることも含めて、国レベルでの反省点を踏まえたそういった具体策。さらに、町としては、先ほど言った避難所から、初期対応から含めて、いろいろそれを次に生かせればということで、それでもあつという間に1年が経過してしまったわけでありまして、それを真剣に対応すべく思っているさなかに、まさにコロナの騒ぎでございまして、人を寄せることが非常に難しいところです。そんな制約の中で、最低限集計作業とか、これからどういうふうな対応で総合的なその反省点を一つ一つ具体化していくか。それに対しての体制はどうするのか。予算的なものが必要であればどうするのかということも含め、現在そういった検討もしているわけでありまして。

特に板倉町の致命的な欠陥であると言われていて、全体が低いというような中で、平均十五、六メートル、低いところで13メートルぐらい。最悪の場合には20日間程度浸水をするというような、何回かこういったお話を、したくないのですが、させていただいている流れの中で、それをどのように回避するかということについて、まずは人命が第一と考えたとき、どうしても町の中の避難所が圧倒的に足りないということ踏まえて、広域避難の必要性を、外からというか、国からも県からも、あるいは専門家の学者さんの立場からも強く叫ばれており、この地域の中心的心配をいただく利根川上流事務所が中心となって、板倉町、北川辺、古河市、あるいは境町、坂東市に至る4つか5つの自治体が、ほぼ同じ運命共同体にあるということで、月1回程度の広域避難に対してどう対応していくかということの会議を中心に開催に対して参加してきたり、いろいろしているわけでありまして。

そういう流れの中で、その方向性は間違いなく正しいのですが、私どもが考えますときにいつも、最近申し上げているのですが、広域避難は口で言うほど簡単ではないという大きな問題点があるということを感じまして、先ほどお話の中に出しました広域避難というのは他力本願であります。人のうちの避難所をいかに有効に確実に合理的に使わせていただいて、自分の町の町民の命を助けるか。それは、現有施設を友

好関係の中で使わせていただくということで、財政的にも投資が必要ありませんし、いろんな意味で合理的ではあるのですが、今までに何回か広域避難の難しさを述べてきていますとおり、非常に大きな難しさがあると。相手もそのとき、その立場になってみないと、貸すとは言えないというのが大前提になるからでありまして、また、それが大前提にある限り、どこの場所へ何人、どういう方法で、どこの地区の人という基本となるこちらの送り出しの割り振りすらできないという最大の問題がありまして、広域避難ももちろん重要なのですが、それはそれとして、国、県も含めた長期的な施策展開の中で、そういった今申し上げましたような問題点を徐々に解決をしていただけるだろうと期待をしながら、さりとて1,000年後に起こるか、起こらないかの問題であっても、来年また起こるかもしれないということを考えますときに、何とかして自立的な、自分の力で、当町だけで解決ができる方法論を考えなくてはならないということも含め、現在そういった、いわゆる高台に町民の皆さんの避難をどういうふうにさせるか。していただく場所があるのかということも含め、徹底的な調査もさせていただいております、そんなに遠くない時期に、広域避難の代わりに町内の特定の場所に集中的に避難をいただく。それで、緊急的に3日、4日の町民の皆さんの命を守りながら、その後の連携を踏まえた上で、国と県との連携を踏まえた上で、その先はどうするかというような問題に分けて考えながら、具体的な避難場所の検討をし、その場所を手に入れるための場所の検討、手法、それから面積、整備方法、その他そういったものを進めるための各種、必要な法律に対する対処、あるいは資金の確保。土地ですから相続とか、いろいろ絡んでいるかもしれない、そういったものの確認も含め、あらゆる面を現在手当てをさせて、その具体化を進めさせていただいているところであります。

その上に、万が一の場合は、土地収用法の関係も含め、自治体のそれぞれ手法も含めて調査をしていきながら、実地研修といいますか、先進地、似たような意味での先進地も近隣にもあるというような報告を受けておりますので、それらも見学しながら、参考になるところは参考にしていきたいというような感じでございます。

たった一つの答弁でも、これだけ長くなってしまっておりますので、具体的な今後の展開の手順におきましても、その都度、議員さんにも議会にもご相談を申し上げ、まさに先ほど森田議員から言われた、一緒に努力をしてまいりたい。私は、案を出すのはいつもこちら、それに批判をしたり、首を横に振ったり、縦に振ったりするだけが議会の務めではないと思っております。皆さんにも二元代表制として、立法あるいは発議、そういった意味で具体的な、しかも議員の中で、ひとり私の意見ですけれどもということではなく、議会という集団の中で過半数を通るような賛成意見を踏まえた具体的な意見の提出もいただいて、それが責任のある議会人であり、我々もそういう立場で臨んでいるということですので、単に、私はこう思う、私はこう思うと言ったって、ほかの10人、11人の議員さんが全く同感かどうか分からない中で、非常に取り上げる場合も難しいということもあつたりしますので、ぜひそういった議会としての合意形成を図りながら研究をしていただき、研修をしていただき、さらには、そういった一歩進んだ議会の活動内容になっていただければ、やはりもともとが二元代表制、町長を中心としたこちらは過半数プラス1票で政権を取ることができるわけですが、逆に言うと、今の町長を、先ほど皆さんが期待していると言っているか、言われたありがたい言葉もあるのですが、果たして4割の方は期待していないかもしれない。そういうことを考えるときには退くべき時期なのかなどと今回も考えた時期もありましたが、逆に議会については、議員さんの票を全て集めれば町民全員の票に限りなく近いわけですので、議会さんの過半数以上の合意については、よほどのことが

ない限り、私どもは無条件で尊重しなければならないという、そういった両論の二元代表制もしっかりと起動してあるわけでありますので、ぜひ意見の正当性を主張していただくために、そういったお互いでの合議を踏まえた議会としての提言を強くお願いもしたいと思います。

まして、これからそういった災害とか命に関わる問題につきましては、まさに片肺飛行のこちらだけではどうにもならない面もありますし、昨日の教育長や町の監査委員さんの任命についても、やはり議会の同意がなければ、一切こちらの思うようには動かないというようなことも、それだけの権限も皆様方も持っておられますので、こういったこれからの町の重大な問題については、ぜひ自主的な活発な議会活動も併せてお願いしたいというのは、町民の皆さんのところを代表して私のほうからもお願いしてもよろしいのかなと思います。

以上、非常に大ざっぱな話ですが、取りあえずは水災害については、緊急的に、他力本願でなく、町民の約5,000人、あるいは計算のしようで6,000人、7,000人とされる方の広域避難場所を町内のどこかに作りたいというようなことで動き出しているということを答弁の集約として申し上げながら、取りあえず、この質問に対しての答えといたします。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 情報は防災ラジオから、個々にはマイタイムライン、一人一人がつくっていただきたい。それが必要なと思っております。令和2年度、行政懇談会のプリントが各家庭に配られました。この統一テーマとしても載っておりますし、行動する前に計画ですか、これをつくっておくことは大変必要かと自分も思っております。

ここまで、今年ですが、当町に近づいた台風が、今年は幸いにもなかったわけですが、本来はこれはいつもの生活パターンなのかなと思っております。今年の台風が当町における、いわゆる宿題を置いていったような気がします。悪く取れば、最悪のパターンまで考えなくてはならないところまで考えさせられた台風でした。自然という前には、人とは何と無力なのかを突きつけられたと思っております。これはこれで忘れてはならないし、いかなる準備も怠ってはいけないと思っておりますが、人の生活パターンを変えて寝食を忘れて、台風に惑わされない安心安全なまちづくり、町は、町長は常に発信していただきたいと思っております。

それとは別なのですが、せっかく各家庭に配られた防災ラジオであります。今年みたく台風がなければ、何ら必要とされない。もう一步踏み込んだ活用方法もあると思っておりますが、確かに名前が防災ラジオでありますので、防災に対しての障害になってはならないわけですが、防災を広く解釈していただき、他の利用方法を探っていただきたいと思っております。意見があればお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 防災ラジオの活用につきましては、町の出費としては相当大きな額の出費をさせていただいて、そういう意味では、その対応一つだけでも周りの自治体から、全部無料で差上げたのかいとか、そういった町の姿勢を評価していただいている面もあります。したがって、防災ラジオの活用の方法については、導入を前提としたいろんな皆さんの会議の中を通したり、声を聞いたりした中で、いろいろ聞かせていただきました。できるだけ、元の有線放送に近い形で、町の大きな特徴等々も含めた中で、せっかくの貴重な高い経費がかかっておりますので、できるだけ、コストを考えても、そういう意味で幅広く活用すべき

だと。いわゆる防災色を多少薄めても、ラジオの活用を優先すべきだという声もありました。また、片や、やはり何のために導入するかということは、町民の命を、判断をいただく貴重な媒体として、我が町ただ一つ、それに最適だということを踏まえた上での導入をしたということから、むやみやたらにいろんなことを流しては、いざ緊急時に、いわゆる聞かれる方が集中しなくなるという意味で、その幅は、その時点、その時点で考えればよいことであるが、基本的には防災に近い形で絞るべきだという、大別すると2つの意見があったと思っております。

現在、先ほども申し上げましたが、基本的にどちらの意見も、お金の面から、いわゆる使えば使うほどコストが下がるわけですから、10年、また15年たったときに再投資ということだってもちろん考えるわけでありまして、そういったことも必要になってくるはずでありますので、そういったときのことを考えれば、あれだけのお金を投入してもこれだけの効果があるのであればということでの町民の賛意が得られるかもしれませんがということの考え方と、あとは、まさに災害のときのラジオですから、極端に言うと町のサイレン代わり、消防署のサイレン代わりに、鳴ったときは必ず耳を同じように集中するというようなことを考えるときに、いろんな面で、コストとかそういうこともあまり考えないで、そういう目的のほうへ集中すべきだという、どちらも私にとりましてはやはりうなずけることでありますので、取りあえずは、まさにご指摘のとおりで、防災ラジオですから、まずは防災から出発し、例えば、先ほど話をした今回のコロナの関係についても、このくらいであれば緊急性も必要だろうか、そしてプライバシーも守れるだろうかとか、いろんな面から考察を加えた上での一步一步、そういう意味では、片側の意見に対して許容の範囲になるように、また右側、反対側の意見に対しても許容の範囲になるようにということも含め、できるだけ利用率を高めながら、本来の趣旨にのっとった中で、防災性を含めた運用がよろしいのかなというふうな考えもいたします。

したがって、一番最初の計画をしたのは、今のラジオを行政区別に切り替えて、行政区内の伝達情報のシステムもつけばつけられるのです。だけれども、そこまでやってしまうと果たしてどうなのかとか、先ほどの理論、相反する考え方の中で、町の運動会の中止みたいなことは利用はできるかもしれない。でも、各行政区が銘々に区長さんの判断一つで、例えば回覧板代わりにラジオを使うということは、コスト的に情報的には流れて利用率は上がる反面、いわゆる緊急性とかそういったことを考えたときには、いつもの放送かなんていうので、動かない場合もあるということも踏まえ、そういった選択は取りあえずは出発の段階で、行政区別の対応も可能、それから地区別、南地区、東地区、東西南北、地区別も可能とか、そういった選択肢もあったのですが、もちろんそれだけを強めていけば、それをプラスしていけば、費用は今よりさらにかかることは事実なのですけれども、そういったことも含めて相当深い議論もした上で現在に至っているということも含めて、当面は、先ほど申しました防災ラジオを中心に、どうしてもこれを使ったほうが、より効率的で、皆さんの心も周知も含めて徹底できるのかなと。それでなおかつ、あんな放送して、あれでは防災ラジオにならないのではないのかという批判も出ない範囲でということの範囲内で活用して、取りあえずはまいりたい。

あとはまた、時代が1年1年流れていく中で、皆様方の意見を聞きながら、こうしたい、こういったものも加えればよいとか、これは我々が独裁者でもないし、役場側が一方的に決めて使うものでもありません。主権は町民の皆さんですし、議会の皆さんも代表されていることでもありますので、そういった意見交換をしながら、この先も考えてまいりたいというふうに思います。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 そこまで細かくなくても、今ですとコロナ関係の情報とか、振り込み詐欺の情報とか、そういった面から始まってもいいのかなと思います。防災にとらわれず、この例は果たして合っているかどうか分かりませんが、昨日、今日の話で、自衛隊の派遣。自衛隊は国の緊急でないと行動を起こさない。ところが、旭川に派遣が決まりました。これも誰が見ても、自衛隊にそんなに看護師がいるのであれば、それも必要かなと納得するような案件だったと思います。必ずしも、防災がつかますから防災といった枠を固持することなく、お願いしたいと思います。

次の質問に入ります。東洋大の撤退後についてはどのように考えているのか、ある意味、こんな小さな町に小、中、高、大学とそろった町は日本でもそうはないと思います。茨城には、つくば市と、代表して、あらゆる研究所も含め大がかりな学園都市があります。人工的につくられました。いささかつくるに当たっては、自分の会社も協力しましたので、知っているのですが、毎回行くたびに道が違う。それぐらい広大な草原の中につくられた学園都市です。

当町も、小さいですが、学園都市というものにふさわしい環境が出来上がっていた町だと思っております。それが撤退ということで、町の方針も変わってきたのかなと。変わらざるを得なくなった今、これから先の方針などを聞ければお願いしたいと思います。

それと、続けてですが、この間の11月25日付の上毛新聞ですが、新大学構想、これはどのように捉えていいのか、町民の方も戸惑っておると思います。はっきりした意見を聞きたいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 大学のある町、群馬県でも前橋、高崎を除きますと、桐生ももちろん太田もありますか。いずれにしても、1万とか2万とかという都市、町でなく、相当大きな財政力を持ち、学生が学び、生活、あるいは遊び、交流しという、そういった諸条件がそろえられるような財政力を持った町に現在進出しているということは、否定できない事実であろうというふうに思っております。

大学のある町が、大学があるだけで、そういった条件が、お金が無尽蔵にあるのであれば、そういった諸条件もそろえられるものでもあったらと思いますが、残念ながら、大学は当町にありましたが、そういった諸条件、大学の中に求められるいろんな諸条件が、きっと20年たってもそろわなかったであろうというふうな分析もできないことはない。しかしながら、その中でも、それを承知で大学さんもこの地に進出したのでありましょうし、我が町だけでなく、県も踏まえて、どちらかという県が真剣に中心となって誘導していただいた、それに町が乗ったという形でのものなのかもしれないし、その当時、私が誘致に携わっておりませんでしたので、真偽は分かりません。

そういう流れの中で、1年や2年で、先ほど言ったような条件が、大きな市であってもそろわないということも踏まえ、いずれにしても、現在、大きな都市にあるそういった大学、あるいはその所在に関しては、一定の長期間にわたってプラス思考で右肩上がりでの総合的な充実がなされ、現在があるのだらうというふうに理解しております。

我が町については、残念ながら、極端に言うと、進出したときが最大で、その後はどちらかという撤退をおわせたり、あるいは学部改編を常に行ったり、不安を重ねながら、さらには50億円強の研究棟等を造

ったり、これだけの投資をするのであれば、間違いなく定着していただけるのだらうというふうに、私自身もそのとき、招待されて思ったときもありましたが、現実にはこういう結果が出ているということも含め、我が町の対応が、でも、これ以上の対応がもしかしたらできたかといえば、そちらへ重点を置けば、ほかの、現在集中的にいろんな分野を整備してきた、それはソフト、ハードに関して、そちらが今よりも後退、今現在、例えば後退していたはずでありますし、お金を大学のほうへずつつぎ込むような政策を取ってれば、住民の生活はもっと置いていかれたはずでありますし、そういう意味では板倉町として最大限の対応をしながら、大学の方針には最終的には逆らえなかったのかなという感じがいたします。

そういう意味で、県も町も大学側に、撤退を前提と全然していないそのものが、当時の契約書のミスであったとか、いろいろそういう表現もございます。しかし、誰はじめ、その当時を振り返れば今日があって、その当時そういうことをされていなかったのはというのは、批判はできるわけではありますが、基本的には、その時点で、進出した時点で、将来、県と町と自治体、それを手を携えて、人材も、あるいは文化も含めた、俗に言う学園の影響、いい意味での影響、そういったものを充実させるための誘致として捉えていたわけですので、20年かそこらで撤退されるということは全く考えていなかったということは事実なのだろうと思います。

そういう意味で、慎重に大学側の対応に、今回の対応については求めている、あるいは経緯があるわけがあります。しかし、既に議会さんとも直接対話もそういう場も設けましたが、皆様のいろんな、当町を基盤にした熱意ある大学に対しての本意というか、考え方を慎重にさせていただけないかということに対して、各議員から直接申し述べていただいて、これ以上の打つ手はないというような対応までさせていただいた結果においても、一方的に3月の下旬発表の形になったということ踏まえれば、これはこれでやむを得ない出来事であろうということに対応せざるを得ないということでもあります。私はそう理解しております。

いわゆる、これをどうチャンスに切り替えるかということだけを、今現在、私どもも考えて、私は考えておまして、先ほど言いましたように、筑波学園都市と板倉町の学園都市の20年間で同じだったのか。文化の薫りがどれだけ、明和町さんや千代田町さん、大学はないですけども、どれだけ文化の薫りが高まったのか。あるいは大学の恩恵をどれだけ受けたのか、受けなかったのか。それに対する誘導する施策の問題もあります。いろいろ総合的に考え、なおかつあの地に、ちょうど他町ではサントリーや、明和町においても大会社を誘致するようなそういう時代でもありました。今日まで累積して、大学は20年間たっても、びた一文、町にはお金は入っておりませんが、貧しい家庭であっても、家があれば固定資産税はお願いしたり、土地も課税させていただいていまして、自治体も冷酷な面があるという評価をいただきながら、10万坪の大学の土地に20年間一銭も上がってこないという、世の中お金だけではないですが、かすみを食っては生きていけないという面も考えるときに、明和町、千代田町、邑楽町。館林市は大学ありましたけれども、関東学園大学が。ですが、板倉町は、それから抜きん出て、大学があったことよっての何がプラスとしてあったのか、冷静に分析をする必要がある。そして、幸せの追求は、単にそういったぼんやりとしたものだけでなく、確実に手に入る、財、お金というと、お金、お金になってしまいますけれども、そういう収入。幾らきれいごとと言っても、豊かでなければいい着物も買えません。いい車も乗れません。いい食事でもできません。いい教育もできません。いい子育てもできないかもしれません。ということは世の中の大原則であろうと。

一応私も、偏っているとわれれば偏っているかもしれませんが、財政は他人事ではないということを考

えたときに、引き止めて、それでも撤退するというのを、さらに群馬県議会は、我が町に相談もなく、勝手に板倉町白紙撤回してもらいたいなんて議決した。運動を展開するなんて、地元の意見を一つも聞かずにやっている県議会。そういった方向で、知事も町と基本的には考え方同じなのです、我が町の考え方。そういったことも含めて、やむを得ないので、これを何とかピンチをチャンスに切り替えることはできないのであろうか。それは言い換えると、大学の持ち物である10万坪前後の土地を大学がどう再利用しようとしているのか。あるいは処分しようとしているのかどうかも含め、まずは大学側の考え方が非常に重要だということで、でも、その考え方も、いつか大学の撤退のときに、当議会の青木議員さんが、あれだけの大学であるから、その先の処分までも全て考えた上での撤退案なのではないかと。そこら辺においては、かげなかったかいというような、かつてご質問もあったと記憶しておりますが、まだ今の段階におきましても、そういったものは現状としては出てきておりません。

要は、大学側としても、4年後にはそういう形を取っていきたいということですから、4年後に学生がいなくなることは事実かもしれません。あるいは、4年後においても最低限の学校とみなされる要因を縮小しておくことによって土地を手放さずに、ただでずっと使い続けて借りていて、にぎわいはなくなり、消費もなくなり、いろんなことを、これは相反する立場ですから、大学側はできるだけマイナス要因をカットしながら有効利用を図りたいと。だから、ずっと土地を持ち続けるかもしれませんし、分かりません。

そういった形がまだ断定もされないし、恐らく大学においても、2年ぐらいは、そういった跡地を板倉町から撤退しますというアドバルーンを上げたわけですから、全国に向かって、マスコミを使って。ですから、ああ、そうですか、あの場所を我が社が欲しいとか、我が学校が欲しいとか、いろんなものが出てこなければ持ち続ける以外にないのです。持ち続ければ課税がされますから。大学は、今までより出費が多くなるのです。学生がいなくなっても課税できますから。それとか、いろいろそういう総合的なことも踏まえて、大学さんも自分の身の施し方を考えるのではないかと。それを踏まえた上で、提案をまずしていただくことが、提案をしてくだらうというようなことが、県と町とも、今のところ、そういう意味では一致しております。そういう意味で今後の展開に、今のところ、まだ3月からですから、4月から始まって約半年ちょっとですから、あまり騒がずにじっくりと腰を据えて、大学さんの意向、そして我々は、県と板倉町の考え方を踏まえながら、あくまでも町民の皆さんの利益をプラスしながら、そして、先ほどから申し上げておりますが、今までも申し上げてきていますが、そういう意味で、板倉町からさらにまた同じ大学を誘致するとすれば、今の大学が、先々学生、子供の数が少なくなってしまって、いわゆるお客さんが減ってしまって心配だということで撤退するわけですから、基本的なそういったものに対して大学誘致をして、同じ轍を踏むか、踏まないかの可能性はあるのか、ないのか。それは皆さんも一緒に考えていただきたいのです。それを踏まえた上で、学校であれば10万坪の土地が、引き続き恐らく無償です。その上、多分、分かりませんが、今まで各地の例を見てきますと、進出するときに契約した後に案外、資金計画がちょっと足りないので寄附してくださいなんて、寄附と善意の対応ばかり求められて、その挙げ句が、いつも逃げられていった。そんな不合理なことを何回も繰り返すようなことは、私としては、そういう可能性もあるということ踏まえて、そういう可能性も十分警戒しながら。ですから、大学の跡が大学でなくて、大学でなくては幸せになれるのかどうか。そんなことも含めて総合的に考えたいというふうに思っております。

いずれにしても、大学さんの考え方がどういうふうになっているのかということも含め、恐らくもう、1

年かそこらのうちに大学側からもアタックがあらうと思いますし、先般の先端何とか大学につきましては、この間、申しあげましたとおりでございまして、新聞が出たって、何の板倉町は変わりもいたしません。情報一つ、本当に欲しければ来るのではないですか。例えばうちの町が断っても。ぜひあそこが欲しい、板倉町さん、群馬県さん。その中に入っている方が、大学へ行っても、大学さん、板倉町、この話は悪くないですから、大学さんもやらないと、この話に乗らないと損ですよと大学へも言っているらしいし、板倉町へも、この話に乗らないと、あの大学さんが、いい話だと思ってくれるけれども、どこか行ってしまふよ、それでもいいんですか。県にもそんな話を1回ぐらいはしているのではないかという推測は成り立っています。そういうことも含め、不動産屋さん、この間、私が表現しましたけれども、不動産屋さんかどうかは別として、売る側も買う側もそこへ入る行政にもアタックをして、この話をまとめたいと。それぞれが大学がまだちつとも返事が来ない。それに対して考え方も我が町もやっていない。我が町も、相変わらず今と同じような、今答弁しているようなことも言っています。群馬県も、ついこの間、あの新聞の後に意見交換もいたしました。基本的には変わっていない。いわゆるガセネタに近い情報を上毛さんが第1面で取り上げたことによって、非常に大きなインパクトは、お騒がせをしたということは、まさに森田議員が、町民の皆さん一人一人にちゃんと説明して誤解のないようにというようなことをやるべきだという発言も先般ありましたが、そんなことやっていたら、行政は起こったことの対処方針だけ年申述べてなくては、やってられないよというような話もいたしまして、ちょっと乱暴な話でしたが、そういうことも含めて、今も慎重にそういった問題に対しても対応しています。

したがって、私は、学校だけが、もしかして幸せな道なのだろうか。また、この先20年でも30年でもずっと10万坪の土地、もしかしてその10万坪の土地にほかの、北池の北は企業さんで埋めていますが、20年たったらどれだけの税収が上がるのかということも含め、皆さんもお金がなくても幸せになれる、町民を幸せにするという断言がある方があったら、その理論を後で、個人的でも結構ですから聞かせていただきたい。

ちなみに、筑波学園都市と板倉町ではバックボーンも違いますし、国の大きな期待度も違いますし、1社ではなく何十社。うちのせがれも筑波大学の医学部を受けた。私もあそこへ3日間送っていったこともありますから。ですが、すばらしいまちですが、ああいうふうになればというふうに簡単に、子供ではありませんから、夢は描けませんというのが、今のところの私の考え方であります。

○延山宗一議長 森田議員に申し上げます。

間もなく通告時間となります。簡潔にまとめてください。

○3番 森田義昭議員 まだまだ質問したいことが、あと3分の2ほどあるのですが、最後にしたいと思います。

質問といいますが、再選された町長に申し上げては大変恐縮であります。自分の愛読書の中に吉田兼好の「徒然草」があります。この中の第109段に高名の木登り、安心して潜む危険とあり、粗筋は、高い木に職人が上がって木を切っております。だんだん下に下りてくるに当たって、一番下まで来たときに、棟梁が、危ないよと声かけます。それを見ていたうちの人が、こんな低くなってから注意するのかいといったような話です。そうなのです。人間というのは安心してるときが一番危ないといった、この「徒然草」なのですが、これを再選された町長に当てはめては大変申し訳ないのですが、実績、行動、申し分ないわけで、ゆえに再選されたと思っております。町長とは言いませんが、人は誰も安心して気を抜いた一瞬のすきに事故があ

ると聞きます。よくある話で、長時間ドライブでも、うちの近くまで来て事故が起きやすい。一つの教訓かと思っております。

町長におきましては、4期目ではありますが、ずっと安全運転で来られたと思っております。木にしても、高いところからまた1段高いところを目指して登り始めるわけです。また、新たな目標と望みを持って安心安全なまちづくりに邁進していただくようお願いしたいと思っております。このような話をしますと釈迦に説法になるのですが、大事なかなということで、あえてお話をさせていただきました。これからも気を緩めることなく町政をお願いしたいと思っております。吉田兼好は鎌倉末期に生きた文学者です。今でも立派に通用することかと、自分はこの本を人生のバイブルとしております。

時間がありませんので、本日はこれで終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 森田議員には、せっかくの大きな質問も含めて、恐らく10分の1ぐらいのところで、でも、せっかくの議会というのは、質問したから、ここまで機械的に答弁はどうでも持っていつてしまうのだという取り方と、しっかりと相手から考え方を引き出すという2つの方法があるかと思ひまして、私自身も、残った質問は幾らでもこの次に、3回も4回分も、今日の質問を分ければできるでしょうから、じっくりと、そういうこと、例えば大学の問題とか、安全安心の問題とかというのは、内閣総理大臣だって半日ぐらい答弁するぐらいのボリュームがあるはずですから、それを一言二言では答えられないということで、思いどおりに進まなかったことに対してはおわびを申し上げるわけではありますが、いずれにしても、先々のご注意もいただいてですが、常に安全安心な上に乗っかっていると思ひていません。常に落ちこちるのではないかというそういったことも含めて頑張ったいと思ひますので、気がついたときには、またご質問を、あるいはご注意をお願いいただければと思ひます。ありがとうございました。

○延山宗一議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時00分)

再 開 (午前10時15分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

[6番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○6番 針ヶ谷稔也議員 おはようございます。6番、針ヶ谷です。通告に従いまして一般質問のほうを進めさせていただきたいと思ひますが、1点、通告書の内容の順番なのですが、大きい2番のK P Iについてという部分を先に質問させていただいて、1番につなげたいと思ひますが、議長の了解を得られればと思ひます。

○延山宗一議長 認めます。

○6番 針ヶ谷稔也議員 それでは、令和2年度から令和9年度にかけての町の総合計画ということで、3月に成立したわけですが、栗原町長の下、成立して、大まかな半年度については、また栗原町長に提言をしていただくということになりましたので、具体的な町長の考え方についてお伺いできればなどと思って通告をさせていただきました。

一番最初に、K P Iについてということで、K P Iというのは重要業績評価指標ということで、この総合計画についてもK P Iを用いてその事業ごとの成果を評価するという予定になっていると思います。

まず、企画財政課長にお聞きいたします。いろんな指標がある中で、このK P Iを採用した部分について、これは総合計画の中で説明もあったかと思うのですが、もう一度お聞かせいただければと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

このK P Iを取り入れましたのは、やはりこの総合計画、8年間の計画が実のあるものにするために実際に目標をどのようにするかということで決めました。その目標につきましては、やはり町民の声を反映するというので、町民のアンケートを基に、その町民の重要度、満足度を考えて、その町民アンケートを基に設定するという考え方でのものであります。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。

この策定時、農業振興の基準値として現状での満足している人の割合ということで15.5%という提示がなされていたかと思えます。これは町民全体ということですよ。全世帯に行った町民アンケートの中で、満足している、やや満足している、普通、満足しない。その下、ちょっと忘れてしまいましたけれども、どこまでが含まれますか、この数字。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 これについては、満足している、やや満足しているということで、ややを含めまして4段階、あとは、分からない。5段階の質問に対する回答であります。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 アンケートを取った時点では、農業の振興について、満足、やや満足を含めて15.5%の人が満足という状態にあったということだと思います。このK P Iと、ほかにK G Iというのがある。重要目標達成指標というのがあると思うのですが、勉強してみると、K P I、同じような内容なのですが、若干K G Iのほうが、K P Iを含めた評価で用いることができるような内容になっていました。私個人的にはこのK G Iで評価したほうがよかったのではないかなと思いますが、その辺について課長のほうで考えがあればお答えいただければと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 特にこの考え方ということで差はないわけですが、K P Iのほうが一般的ということだと思います。K G Iについては、最終的なゴールということになりますので、最終的な目標ということではなくて、段階を踏んでの目標ということでのK P Iというふうに考えております。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 K P I、K G I、いずれにしましても、この評価の対象を数値化するという部分が基本になってくるのだと思うのです。それをもってそれが達成度、どこまで達成できたかということで、そのパーセンテージが上がってくるのだと思うのですけれども、一応町長の任期が4年ということで、4年後も半期迎えますので、1回はそういった部分で見直しがあるのかなと思っていますけれども、それもまたアンケートによって、満足、やや満足の度合いをはかる形でK P Iとして数値を出すというような感じでよろしいでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 8年間の計画でありますので、やはり前期、後期という考え方をしますと、後期4年間につきましては、計画する段階でこの8年間の当初の計画を見直すということでの考え方でありまして、後半につきましては、事前に町民アンケートを再度取って、見直しを加えたいというふうに考えております。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 4年後も、このK P I、重要業績評価指標を用いての評価をしていくということですが、その部分について各事業があるわけですが、それぞれの中でまた細かい一つ一つの施策だとか、事業だとかがあるのだと思うのです。そういった部分もやはり点数化ではないですが、ある程度、目標を数値化しながら達成度をはかっていって、私はその部分をK P Iにして、その上でK G Iとして評価するのがいいのかなと思ったのですけれども、今の課長のお話ですとK P Iで評価することですから、名称はともかくとして、そのうちに含まれる施策や事業を点数化していく部分というのは必要になってくるかと思うのですけれども、そういう部分についてはどのようにお考えでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

このK P Iにつきましては、8年間を通して目標を立てたわけですが、後半見直しする中で、やはり同様な方法で見直しを図るということで考えておりますので、現在と同様に町民アンケートを取って、K P Iという表現での数値化ということを考えております。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 表に出る書類ですので、K P IはK P Iで通すという部分については、今、確認させていただきました。中に含まれる、実際に各課でここに書いてあるような部分を動かしていく中で、企業誘致の件数ですとか、あるいはもろもろ、目に見える化ではないですが、目標にする数値が設定できると思うのです。そういうのを各課でその事業ごとに設定しながら取り組んでいったほうが、目標がはっきりするのではないかと考えて提案させていただいているのですが、それはやはり意味をなさないものでし

ようか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

その部分については、この後出てくるのかなと思いましたが、先ほど答弁いたしませんでしたが、今、針ヶ谷議員がおっしゃっているものは総合計画の中の基本計画の部分についてのK P Iの話なのだと思います。その下に実施計画というものが、それぞれの細かい事業ごとにありますので、その中でやはりまた、K P I、指標を設けておりますので、それぞれの事業ごとに中身の部分でも細かい部分で目標が数値化されるものというふうに考えております。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 よろしくお願ひしたいと思います。

それで、次の評価、次の時点に進む前にアンケートを取ることなのですが、農業分野について農業の施策全般について、全世帯でアンケートの数字をまとめるのと、職業も多分アンケートで記入欄があったと思うので、農業という部分でまとめができるのだと思うのですが、農業振興については、農業者、農業実施者の満足度をはかる必要もあるのかなと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 ちょっと1点、今確認をしてから答弁させていただきますけれども、アンケートの中で職業欄があって、職業ごとにその重要度、満足度がかれるのかどうか、ちょっといったん確認してから、もう一度答弁させていただきます。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 平成29年の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、減少傾向にある農家率が現時点で23%である、全世帯の23%が農業者であるというような表記がございます。結局、直接的に農業振興に関しての手当てがフィードバックされるというのは、農家のみかなと思っていますので、その効果を特定して満足度を確認していくほうが、農業振興のレベルアップにはつながってくるかなと思いますので、可能であればその方向でお願いできればと思っています。

次は町長にお伺いしますが、そういった方向で、町長、あと4年間、この総合計画に基づいて実施されていくわけですが、目標では4年後に15.5を17.5、満足度を2%上げるのだという目標になっています。町長のお考えの中で、どの部分にメスを入れていけばこの2%というのが上がる、目標達成になるかなというふうにお考えになっているか、お答えいただければと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ご承知のとおり農業政策は、どちらかというと、町とか自治体単位の、いわゆる影響範囲というのは一番身近におりながら、予算づけとか、一番やはり影響力というのは最小限だと思うのです。やはり大きくは国や県の大きな農業の方向性に対して、補助金やら、救済策やら、いろんなものが流れてくることに対して、消極的と言われるかどうか分かりませんが、それにプラスアルファを付け足したり、それを

ヒントに多少なりとも額の小さいもので補助していくというのが今までの実態だったろうとは思っています。いずれにしても、私は、自分もずっと農家でありましたからですが、今の農業後継者、あるいは一生懸命やろうとする農家の皆さんに対しては、私が真剣に農業に携わっていた頃よりも、はるかに国の分厚い政策の下に保護されているような感じはいたします。

したがって、私はこういう考え方でいたのですけれども、昔から国の補助金を利用するようでは駄目だと。結局補助金というのはその当時、その当座、国は、例えばキュウリが足りないからキュウリを一定の量まで生産をさせるために補助金を使って反映をさせるわけです。キュウリが一定の国の目指したところまで行けば、ぱたっと補助金を切ってしまうわけです。だから、補助金を当てにしているようでは、下がったときに、その補助金が止まったときにどういうふうな、自己をそれまで磨いておけばいいわけだと思うのですけれども。その典型的ないい例が、東北道が開通する以前、国は北海道に酪農を大きく推進いたしました。当時で何千万円という補助金をつけ、まさに機械的酪農業、でっかい草原の下に大きな牛舎を建て、機械を導入する。片っ端全部赤字、何千万円という赤字で、最後首つったり、そういう血路を、見ようによるとそういうようなところ。その反面、国では奨励していなかったこの板倉町辺りで酪農を、全然形態は違います。片方は奨励されていないから自己資金でやる。自己資金でやれば、立派な建物を建ててやっちは、例えば投資が過ぎるということも含め、長屋の裏を使ったりみたいなことで、ここら辺の酪農業は、まさに人口密集地の中でやっているから、公害的な意味とかいろんな意味でも環境はよくないのだけれども、それであって周りの人からは、どちらかという環境問題で嫌がられたりしてはいたかもしれませんが、相当経営的には潤っていた時期があるのです。

ですから、要するに補助金を当てにした農業経営、国が補助金を出しているのですから補助金を使わない手はないという考え方ももちろんあるのですが、大原則として、自分の気持ちがどこにあるかという、本人の、いわゆるやる気によって、やはり先ほど言った達成度も含めて総合的な価値観、もうからなくても自然が好きだから農業やるのだという人もいるし、だからそれを一律に全部、価値感なら価値観、お金ならお金でアンケートみたいにすることは、果たしていかなものかという論理も片やあるのです。

そういうことを考えたときに、やはりこれからは、やる気のある人が自ら研究をして、やはり経営ですから、スマート農業で、いい機械、高い機械を入れて、見かけ上は合理的に労働力が削減できるかどうか分かりませんが、みたいなものでできるということを感じて導入して果たして、いわゆる減価償却も含めた細かいそういう経営、自分の理念に対してどういう方法が適策かどうか、適当かどうかというところまで、本来、自己責任でやるべきものが、そういう意味では、国が全体にやはり、食の安全保障とか、いろんな意味で保護政策を取るわけですが、そういう意味では保護的な政策は十分で私はあるのかなと。

ハウス一つでも、我々がやってた頃は、ビニールの張り替えなんて補助金なんか全然出ません。ハウスを建てるにも補助金がほとんど出ません。今、国策、全部半額ぐらいでできるわけでしょう、いいハウスは。さらに、あの機械が欲しい、中のカーテンが欲しい、何でもねだれば出る。だけれども、出ることを前提で経営してきたのではという面も、多分いろんな面で私はあるのではないかということで、むしろ、ある制度は十分使っていただくことが最もいいことですから、使っていただきながら、農業者の、いわゆる誰に頼まれて選択しているのではない、自分で進んでこの道に就いたのだ。だって、サラリーマンなんか何の援助もないです、ほとんど。食っていけないから、何か通勤手当のあれしてくれ、これしてなんて、何もなし。

それからすれば、よくほかの分野から、農家はあんなに恵まれていていいのと。それは農家の側からすれば、それはおかしな議論だということもあるのかもしれませんが、一面、そういうこともうかがえるので、やはり農家の立ち向かう、あるいは自分が好きで選んで自己責任を全うしながら、いかに結果がよかろうが、悪かろうが、私の責任であるというものをまず中心に、これが資本主義の原点ですから。ということ踏まえた上で進むためには、同業者、いわゆる同じ業者との交流をさらに活発化させたり、あるいはさっき言った学習や研究や意欲をさらに醸成させるような面とか、それをソフトの分野といえばソフトと言うかもしれませんが、そういう意味で、今、我々が判こを押して、10人なら10人、申請が上がってきて、今年は例えば1,000万円、来年は1,200万円を目指したいという、これを使いたい、これを借りたいという、意欲のある人はすぐ恵まれている。でも、その人が果たしてそれで、先ほど言った自己満足感とか、常にもしかしたら不平不満ばかりの人もいるかもしれない。誰がやってくれと、誰に頼まれたのだとか、極端なことを言えば、そういう意味での自分の内面的な充実をさせるためのいろんなそういう勉強会とかそういうものを、町は限られた財源でもありますから、町でどんと大きなお金を出して、特定の人に、特定の農家だといっても、特定の方に大きな対応するというのは非常に難しい面もありますので、そういう意味ではそういう分野に少しでも役に立っているような形がよろしいのかなと。

あとは、やはり人より補助金を使う場合、国の政策に早く乗るというか。遅く乗ると、大体切れてしまう頃になってしまうから、始めたと思ったら終わりみたいな形もありますから、そういった要領も含め、担当課に国とのやり取りを頻繁にさせながら、やはり有効利用するには、もうこれが限度ですよとか、タイミング、時期等々も含め、あとは先ほど欠けているのがその面ではないかなと思っておりまして、先ほど言った、ややソフト分野みたいのところへ大きくやはり指導的な立場と、役場のそういう限られた財源の中で投入すべきかなというふうに、取りあえずは考えています。それが2%になるかどうかは別です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 予想した答弁は、非耕作農地の減少、これぐらい減らすとか、あるいは町内の法人を何人ぐらい伸ばしていくとか、あるいは外国人の登用ですとか、施設に対して補助金利用して団地化してハウスを建てて、幾らかのお金をもらいながらもそこを借地として使ってもらおうとか、そういった具体的なお話が聞ければと思ったのですけれども、常々町長、夢を語るのは駄目だということでおっしゃっていますので、現状を把握してお言葉として認識したいと思います。

なお、それでもやはり農家を含めて町民の満足度を2%上げていくというのは容易ではないというのは町長も実感されていることかなと思っていますので、ただ町としましては、今、町長おっしゃいましたように自分たちがやっている頃は、そういう補助金の云々ということはないのだとお話しされていました。つい最近までやはり情報が下まで流れない。スムーズに流れてこない。私なんかは農業を始めた頃、研修なんかで前橋へ行くと、前橋ではこういう補助金が使えている。板倉にはそういう情報もないという時代がありました。でも、その使える金額というのは全国一律に発信してあるわけで、それが末端まで届いていなかったなという実感があるわけです。今インターネットを使って、農水省から直接情報が得られるような時代になりまして、そこからの問合せというのが行政のほうに来る可能性があるのです。その担当が町なのか、県なのか、国なのかという部分を含めて、スムーズに手続がいく上でのソフトウェアの部分の対応というのが町に望まれていることかなと。それが今までできなかったことができるようになってくれば、その満

足度というのでも幾らか上がってくるのかなというふうに考えます。

そういうことで、ぜひ2%上昇に向けて、町長も主体的に働きかけをしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

何はともあれ、先ほども申しましたけれども、農業従事者全体の数というのが減少しております。幾らか非耕作地の解除もできてきていますけれども、年間2ヘクタールぐらい解除されている実態だと思っておりますが、これで離農が続けば、また非耕作地が増えてくるということになってきます。マンパワーではないですが、そこに従事する人たちをどうやって確保していくのかという部分の問題ということで、1番のほうへ戻ります。

担い手の確保及び支援の具体的な対応はということですが、今、社会はコロナで、リモートワーク、テレワークということで、通勤をしない状態。自宅からICTを使って仕事ができるような状態になってきている。あわせて、会社員の副業や兼業というのでも認められるようになってきている。そういう状況を鑑みたときに、兼業で農業をやっていただくという手はないのかなという部分が、まず私思いついたのです。ただ、いざというときにやはり通勤はしなければいけないので、週に1回か2回は通勤しなければいけないという点を考えると、板倉町というのはその辺の条件はクリアできるのかなと思います。ただ、純粋に農業従事者、生産性を上げるということになると、今度はやはり新規就農としてきちんと農業に関わっていただく方を確保していく必要があるのだろうと思います。

現在、国としても、何年前でしたか、5年間で2万人でしたか、というような感じで新規就農者を受け入れるのだと。それに対して、町の考え方は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、新規の就農者を年に6人を目標にして取り組んでいきたいと思いますという記述があったと思います。ですから、これ間違っていたら訂正してください。そういった部分では、そういう新規就農者を確保する目標というのが町でも設定されているのかなと思っています。

まず初めに、その舞台にその人たちをどうやって引き込んでくるかという部分です。今は若手を中心に、やはり地方での農業について興味を持っている人が多くなっているという情報が流れていますが、いろんなそういうイベントには係としても参加しているのだと思うのですが、その辺の人たちを板倉町に引きつけるような施策としては具体的に何かあるでしょうか。お答えいただければと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 若い方々を何とか農業従事者にと。それに向けてイベントを開催して、魅力をそこで提示して関心を持っていただく。どのようなイベントだというようなご質問でよろしかったでしょうか。

○6番 針ヶ谷稔也議員 どのようなところに出ていたりしているか。

○伊藤良昭産業振興課長 お答えいたします。

町独自ということではないのですが、郡内、館林におきまして、邑楽館林施設園芸等担い手受入協議会という協議会がございます。これは本町、また明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、館林市、またJAさん、また県が参画しておりますけれども、そちらの協議会におきましては、県内外になりますが、男女の就農希望者の研修の受入れですとか、研修終了後の就農支援を行っている協議会ですが、その協議会におきましては、東京方面また前橋等々におきまして、就農希望者向け、もう既に関心がある人向けなので

すが、希望者向けのイベントに参加させていただきまして、農業、農家の魅力の発信、それを基に、できれば移住、就農等につつまして情報を発信しているところでございます。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

その前に、根岸企画財政課長、答弁をお願いいたします。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 先ほどご質問の中で確認をさせていただいた部分がありますので、そちらを報告させていただきます。

先ほど議員の質問の中で、KPIを設置するに当たってのアンケートでありますけれども、農業分野、農業者の満足度に限定しての分析ということでありました。それにつきまして確認をいたしまして、アンケートで職業欄記入欄があります。そういうことで分析することは可能だと思いますが、それぞれの職業という幅広いものですから、その辺は検討が必要だと思いますが、検討できる範囲で、その辺の分析については、今後どうするかということで、次のときには考えたいと思います。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ご丁寧にありがとうございました。

ただ、やはりその部分で、農業は特にそうなのですけれども、絞られる部分があると思うのです。そういう部分については、やはりその業種ごとでまとめたほうが、その次の手が打ちやすいというものもあるかと思っておりますので、その辺は検討の上、対処していただければと思っております。

戻ります。伊藤課長のお話で、これは協議会としていろんなイベントには参加していますよと。町として単独ということではないわけです。やはりそういうイベントというのは、必ずホームページですとかインターネット上にページを構える機会が多いのだと思うのです。そこを見に行った人は、リンクが張ってあれば板倉町までたどり着く可能性があるのですけれども、リンクが張っていなければ、やはり板倉町ということすら知らない状態で終わってしまうのかなと思うのですけれども、そのリンクの張り方については今のところどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員おっしゃるとおり、今の情報がスマホでも確認できるような状況でございますので、そのリンクの張り方、また情報の提供の仕方については、さらに研究していきたいと思っております。

現状ではそのようなリンクについて張っていることについて、ちょっと定かではございません。申し訳ございません。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 有償、無償あるかと思うのですけれども、できる限りの手は打つべきかなと考えております。いったんそれによって、QRコードも含めていろんな面で板倉町のホームページに誘導してきた時点で、課長やったことあるかどうか分からないのですけれども、農業という部分をクリックして、農業の施策が出てくるわけですけれども、そこには新規就農に関する情報が一切ありません。どこにあるのかということで、検索のコラムのところにも新規就農支援と入れると何が出てくるかということ、板倉町農業次世代人

材投資事業実施要領へ行ってくださいというような案内が出てきます。ここには新規就農に当たっての、これは経営型になるのですか。経営型を開始するに当たっての町の取組というのが事細かに書いてあります。今から農業やるか、やらないかと考えている人がいきなりここに引っ張ってこられたときに、これを読むかなど。確かにここに書いてあることは十分でありますので、これが理解できれば、こういうことをすれば町でフォローアップしてもらいながら農業に取り組めるのだということは分かるのですけれども、その前に、よく農水省もやっていますけれども、パンフレット型の新規就農に当たってはこうですよという部分、あるいは農水省のそのまま引っ張ってきてしまってもいいと思うのですけれども、そういうことも必要なのかなと考えます。

農業次世代人材投資事業というのが国交省が進めているその新規就農者への対応だと思います。先ほど言ったように、期間を置いて、その間に何万人増やしましょうというスローガンの下に始められた事業だと認識しております。大きく分けて準備型と経営型というのですか、分かれているのかなと思っております。

町が直接関わるのは後者のほうです。経営開始型。準備型については、これは県。国が直接ではなくて県が間に入りましたか。ということで、準備型については、研修を主な面として、その間に生活費として150万円を補助していただいて、2年間の準備期間ということになるわけです。この間に労働時間が150日1,200時間というような規定があったと思うのですけれども、これは町を特定しなくてもいいわけですか。板倉の町民がその準備型に当たるときに、研修場所は板倉に限らないで、ほかでもよろしいのですか。その辺がはっきり分かれば教えていただきたいのですが。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 町ではこれまでに、平成24年から6名の方に対しまして、基本的に年150万円、それが5年間というような交付をしてございますが、いずれも居住地が板倉町ということではございません。一部館林市の方もここには含まれております。ということは、板倉町で実施する方というようなことではないかなというふうに思います。ちょっと不確定ですけれども、申し訳ございません。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 準備型については、直接は町のほうとしては対応していない部分があるので、分かりづらいかと思えますけれども、この営業開始型については、町長の承認がなければ始められない事業なのかなと思います。計画書を提出して、それを承認していただいて初めて実施できる事業だと思います。これが、先ほど課長のほうからありましたように年間最大150万円、5年以内を最長として、これが年齢の表記の仕方が、これ統合されていないのです。町は50歳未満になっているのですが、農水省は満49歳以下で、どこかの案内ですと39歳で年齢切っているようなのも、町の出している資料の中であるのです。だから、49歳以下と50歳未満というのは数字的にはそんなに差異はないのですけれども、表現です。農水省の表現に合わせたほうがいいのかないかなという気はするのですけれども、確認をお願いできればと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 私が確認している資料ですと、町のほうでは50歳未満というふうに表記をしてございます。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷裕也議員 今まで6名ということで、令和元年度は2名の報告だったかなと思っております。これは5年間継続する中で、自営を進めていただきながら、収入が上がってくればこの補助率も下げていきながら、最終的には補助率ゼロで自立をしていただけるようにという計画が立ててあるのだと思います。その間、期間、期間で町長のチェックが入って、報告書だとか、計画書の見直しだとかというのがあって、きちんとやっていないと継続できませんよと。結構縛りの強い補助政策なのです。だから、先ほど来、町長も話していましたけれども、やる気がないと、やはりこういうのも取り組んでいけない。ただ、就職先もやはり親元に就職、就農する人もいれば、個人で独立で就農する人もいれば、今法人がありますので、法人の雇用として就農する人という部分で、それぞれで、雇用に関しては、補助額だとか、細かい点がちょっと違うのですけれども、就農当初については、きちんと手続をしていけば補助金をもらいながら5年間は、ある意味、安心して農業に取り組めるような状況が出来上がっていることに対しては感謝申し上げておきます。

取りあえず、さっきも言いましたけれども、板倉町はこういうことを取り組んでいるのだよと。安心して来てもらって、バックアップをきちんとしますよという部分を、先ほど来、言っているように板倉町のホームページか何かに引っ張り込んできて、情報をきちんと掲示して、分かりやすい情報アピールをしながら、相談まで持ってこさせる。窓口相談を受けるということは、それなりにやる気のある人ということになりますので、その人の数が増えていけばありがたいかなと思っております。ぜひ前向きに対応していただければと思います。

次に、産地基盤の強化ということですが、担い手育成就農支援事業の中で、この産地基盤の強化についてはうたってあるわけですが、農業がやりやすいような状態をつくっていきますよというのが大まかな目的かなと思ってはいるのですが、板倉町のキュウリ栽培については施設栽培ということで、ハウスを使っての栽培がメインになっているわけですが、これも町長おっしゃるように個人でハウスを建てて、その中で就農しているという状況ですが、何せハウスの老朽化というのが目立ってきてまして、廃農したのかどうか、ハウスが放置されている状況も板倉町内でも散見されるようになってきています。

やはり、今、資材の高騰等も含めて、修理しながら使っているわけですが、いわゆる清水型と言われる丸屋根と、最近の三角で上層部の空間が非常に保たれていて、中の室温等の管理がしやすいようなハウスでは、やはり栽培方法等も変わってくるし、労働力も変わってくるのだと思うのです。その辺を個人の力で何とかしなさいというのは、これは正論だと思いますけれども、そういった部分について、これから基盤整備や就農者の数を維持していく上では、町としても何かできる対策を探していただければありがたいなと思っているのですが、その辺についてはどうお考えですか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 就農の支援、それと産地の基盤強化というところで、このたびの総合計画の基本計画策定のときも、農業の関係者の方にも参画していただきまして作り上げたもので、特にキュウリを主体とした施設野菜栽培の産地基盤の強化というような、具体的なキュウリという言葉も入れたほうがいいのではないかなというようなアドバイスもいただきまして、現行の計画になってございます。

その担い手の確保の施策といたしましては、キュウリ、当然主体ですけれども、そのほか稲作ということ

で、産地基盤の強化を図るためにつきましては、いわゆる農業機械の導入ですとか、施設整備に対する補助事業の活用というのが、やはりそこを活用しなければならないのかなというふうに考えてございます。

そのほか、先日、上毛新聞でも出ましたけれども、本年の2月に実施しました農林業センサスの結果で、やはり農業の従事者の高齢化、それと従事者の数が減っている。つまりは支えている一農業者の耕作面積が大きくなっているという結果の速報で出ております。これは群馬県内の結果と全国の結果だったわけですが、これが板倉町内についてはまだ数字的には出ていないのですけれども、恐らく同じような結果になってくると思われまます。

前回、小野田議員からも、農業の就農者の数の傾向はどうかということところで、前回から今回までも20%を超える減少率ということがありましたので、今回も上毛新聞に出たような20%を超えるような数字ではないかなというふうに予想しているのですけれども、そのとき、いわゆる担い手となる方々が耕作面積がどうしても広くなると、逆に貸したい方が増えてくるのではないかなと。貸したい方が増えると、でも恐らく担い手の数というのは、そうは増えていかないだろう。担い手が受け持つ耕作面積がどんどん大きくなる。借りやすいような圃場の整備というのが、やはり重要になってくるのではないかなと思われまます。いわゆるトラクターですと、機械が入りづらい狭小な農地を圃場整備を行うことによりまして大区画化することによって、受け手でありますその担い手の方が耕作しやすいような圃場の整備ということがやはり重要になってくるものというふうには考えてございまして、その辺についても今後も継続して取り組んでまいりたいと、そのようなことを考えてございます。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 周りの同年代の農業従事者の話を聞きますと、やはり米作もそうですし、ハウスもそうですけれども、現状があるうちにはできると。これを機械にして買い換える、装備を整備し直すとか、ハウスを建て替えるとかとなると、やはりハードルが越えられる部分があり大きくないのではないかなという話をしています。だから、それを長くもたせながらという苦勞を承知でやっていく部分が多いのかなと思います。これについては、また課とも協議させていただきながら、いい方向へ、やはり5年、10年も長く待ってられない部分もありますので、手をつけられる部分をぜひ協力してやっていければと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、農業基盤の整備計画ということですが、農地整備の推進については、大規模土地改良事業と簡易圃場整備事業をメインにして取り組んでいくのだということでもあります。これについて、今、町にはどれぐらいの要望が上がっているのか、お聞かせいただければと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 圃場整備事業、現在、町にどのぐらいの要望があるのかというご質問です。具体的には、今、農業委員さんを中心に飯野地区で数年後にこのような計画ができないかというような相談がございまして。具体的な面積ですとか、農地の数ですとかというのはまだ把握していない状況ですけれども、飯野の南部、以前、利根川沿いを実施しましたけれども、それよりも北側のほうで取り組んでみたいという相談が今来ている状況でございまして。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 大きく形を変える大規模土地改良区と、いわゆる境を取り除いて一元化していくような簡易圃場整備事業というような大別の仕方ができるのかなと思うのですけれども、以前、私がちょっと相談を受けた除川地区の状況です。1回は受領していただいたのですけれども、要件が満たされないということになって返却になって、そのままになっているようなお話なのですが、その件については新たな動きというのはないのでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの除川地区に関してですが、あいにく手元に資料がございませんが、ちょっと把握している限りですけれども、除川地区で大規模な土地改良を実施したいというようなことで、地域の方が中心となりまして取りまとめをした経緯がございます。たしか平成27年がスタートだったと思います。その時点では、いわゆるその土地改良の事業化に対して、基準の面積が20ヘクタールというのが一つの基準でございますが、そこまで満たなかったというところで、そこからちょっと時間をかけまして、新たな同意を地元の方々が動いたところ、一定の90%までの同意を得られたというような情報は入ってきてございます。ですが、賛同していただけない方の農地が点在しているということで、さらなる同意が必要になると。その時点では、20ヘクタールという面積要件は満たしたのですが、県のほうでは今保留というような取扱いになってございます。

今、南地区の五箇谷のほうでも土地改良を行っておりますけれども、五箇谷についてはいったん整備を行った区画でございまして、道路と水路が規則正しくできていたところを大規模化したと。100メートルスパンにしたということですが、それと比較いたしますと、除川地区で計画されているところについては、手がついていない未整備の土地でございまして、道路も直線ではないと。細いところもあれば、曲がっているようなところもあるというような状況でございます。五箇谷地区については、その事業化に当たりまして、いわゆる減歩率がたしか3%だったと思います。そのほか、いわゆる農家の個人負担分につきましては、10アール当たり10万円の特別賦課金、自己負担が生じていたということなのですが、今、群馬県内で除川地区に相当するような土地を整備するに当たりましては、やはり減歩率も南地区の五箇谷の3%程度で収まるかといいますと、もっと大きな数字の減歩が必要になってくると思われまして、いわゆる高低差もある場所を整備するということで、自己負担の額についても相当な額になってくる。きちんと試算した数字ではございませんが、10アール当たり25万円程度は自己負担がかかってくるのではないかというようなことは、県のほうからは聞いてございます。

現在の除川地区の同意を得た内容については、そのような条件の提示のない同意率90%ということですので、今後、そのようなことでも地元として実施できるかどうかについては、新たなアンケートといいますか、同意の確認ということが必要になってくると思われまして、ちょっとまた地元のほうから相談がございましたらば、きちんと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 次のコンクリート三面水路にも関わることなのですが、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中でも、やはり次世代を担う農業従事者に対しては、農地の大規模化、圃場の整備ということで、道を広く、砂利ではなくてそれ以上のことを加工しながら水路も三面コンクリー

ト水路にしながら、経営維持がしやすいような状態をつくるべきだということがうたってあるわけです。であれば、その地元の町民が要望していますよ、条件がちょっと難しいですよということであっても、どうすれば実現できるのかの方向で、これをバックアップしていくのが町の役割ではないかな。

この話が持ち上がった頃、農業新聞でやはり地権者負担ゼロということで基盤整備できましたよということは、まずもって目標としてあるわけですから、町が何とかしてくれるという部分も確かに期待が大きいのは事実だと思うのです。現実からすると、やはり今課長がおっしゃったようにハードルは幾つかありますよと。それは、個人おのおのでクリアしていただく部分もありますし、町ができることはここまでで、ここまでだったら頑張ってくださいよという部分は、共同でやりながら、最終的にはそれを実施していく方向。こうだからできませんよというのは誰だって言えるわけです。

今度のはやぶさ2号のまとめのテレビ番組なんか見ている、何が起こるか分からないけれども、こういうことを想定して、こういうことを想定して、こういうことを想定して、それは何かというと、はやぶさ2号がリュウグウから泥を持ち帰って、玉手箱、日本の研究所まで運ぶのだというのを一つの目標にして、何をすればそこまでたどり着くのだということで、今回ははやぶさ2号の実績があるわけです。でも、仕事というのはそんなものだと思うのです。

ですから、土地改良自体だけが仕事ではないですけども、農業分野においては大きな課題でもありますので、ぜひその辺を前向きに取り組んでいただければと思っております。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員に申し上げます。

間もなく通告時間となりますので、簡潔にまとめてください。

○6番 針ヶ谷稔也議員 はい。残っているのですけれども、森田議員よりは残りは少ないですが、3番の農地中間管理事業の推進という部分をちょっと聞いて終わりにしたいと思います。

先ほど来、農業者の利便性を上げる上で、補助金もそうなのですけれども、圃場の整備というのも大事な要素であるよと。離農者、単純に亡くなったりとか体のぐあいが悪くなって耕作ができなかったりとかということで手放すような状況になった人たちと必要とする人たちの間に、中間管理事業というのが入ってきたわけです。これは公共の団体ですので、直接町が関わっている事業でないことは把握しております。ただ、町民もこの中間管理機構というのは何だかよく分かっていない部分があるわけです。ですから、町としてはそういう情報の中で、どういう形で間に入って世話役をやっていくのか、今のところの考えをお聞かせいただければと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 中間管理事業につきましては、国の考えに基づきまして町も推進している状況で、本年9月までに、本年度だけで36ヘクタールほどの契約実績がございまして、平成27年度から始めまして、200ヘクタールを超える面積の契約となっております。

まず、農地を貸したいという方、また農地を借りたいという方がまず相談に来ていただくのが役場の位置づけとなっておりますので、そこでまずはきちんと内容について相談をお聞きいたします。それでもって、実質的には、その農地について誰が作るのかというところまでのマッチングは、役場の中でも実際行っております。中間管理機構がそれを実際やる立場でございまして、事務所は前橋ですし、板倉町担当の職

員が、前橋からですので、現実的には町のほうでその辺のマッチングもしているところでございますが、契約行為が伴いますので、その契約行為については、現在、J A、それと邑楽土地改良区のほうが業務受託を受けて実施しているというような状況です。

離農するにも、農地を手放すほかないのだという相談は、昨年と今年で七、八件来ているような状況でございます。現実的には、町の職員が相談に乗って、その先進めるといような状況となっております。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 中間管理機構については、間に入って契約等を手伝っていただけるということですが、借りるときの手続等、あるいは借りた人がまた耕作できなかったときの対処の仕方等も、これはやはり町の担当が間に入りながら処理していただけるものだと思うのですが、その部分については次回に回させていただきたいと思います。

長時間にわたってご丁寧な答弁ありがとうございました。以上で終わりにします。

○延山宗一議長 以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時15分)

再 開 (午前11時30分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、小林武雄議員。

なお、質問の時間は60分です。

[5番 小林武雄議員登壇]

○5番 小林武雄議員 議席番号5番、小林です。よろしくお願いいたします。久しぶりの一般質問ですが、執行部の方、よろしくお願いいたします。

今年1月から2月にかけて、日本国内に感染拡大した新型コロナ感染ですが、現在、第3波と言われております感染拡大が続いておりますが、この冬場を迎えると、なお一層乾燥、低温状態が続くと、さらに感染が拡大する心配があります。私も皆さんも注意して、3密を守っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従って質問させていただきたいと思います。久しぶりなので、ちょっと言葉をゆっくりにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この一般質問、橋梁の関係ですが、この質問を出したときに、何がきっかけかといいますと、今年の8月に近くの橋梁の撤去の話が、地元の関係者を集めて、この橋を撤去しますよという話が持ち上がりました。関係者の方、地元から集まっていただいて、担当のほうから一応説明があって、これを今年度中に撤去しますよという話が持ち上がりました。今まで通常に車が通ったり、人が通ったりしていた橋を、ここに来て撤去するという話になったものですから、なぜ、どうして今ということ、今回この橋梁に関して町の進め方をちょっとお聞きしたいなと思ひまして提案しました。

そもそも聞きますと、この橋梁長寿命化の関係の計画が始まったのは、きっかけは、先週も12月2日にNHKの番組でやっていたのですが、2012年12月2日、中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故があって、それから国としては、そういうインフラの修繕関係に力を入れていこうということになったそうです。

振り返ってみれば、私たちの身の回りにあるインフラは、戦後、高度成長期に基盤として建設され、暮らしを便利にしてきました。その数は、この間、やはりNHKでも言っていましたが、橋とトンネル、合わせると73万か所あるということを知っています。その多くが、2030年代には建設からほぼ50年を超えるということを知っています。

国は、この笹子トンネルの事故を契機にインフラの老朽化対策を発表、メンテナンスを重視する方向にかじを切ったそうです。それから、国は、橋やトンネルについて、2014年に5年に1度の定期点検を初めて義務化しました。点検では、健全度を4段階に評価し、1、健全、2、予防的な対応が必要、3、早期的な対応が必要、4、緊急対応が必要。そのうち3と4に判定したものについては、撤去、修繕、通行止めの措置が必要だと言っています。3年後の2023年度までには全ての対応を完了したいという目標をつくったそうです。

国の方針を踏まえて、町でも2014年に橋梁長寿命化修繕計画を作成、それに基づいて橋梁の点検及び修繕を実施しています。そこで、点検結果、実績を基に、これからの管理運用について取組の姿勢を伺いたいと思います。

まず最初に、橋梁点検対象と基準について。最初に、板倉町橋梁長寿命化修繕計画の中で、板倉町内にある橋梁の対象と基準について、点検対象をお答えください。お願いいたします。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 議員さんお尋ねの点検対象と基準ということでございますけれども、まず初めに橋梁の長寿命化修繕計画の目的について、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

橋梁長寿命化修繕計画につきましては、老朽化する橋梁の急速な増大に対応するために、従来の壊れたら直す、また架け替えるといったような事後保全的な修繕から予防保全的な修繕に改めることで、橋の長寿命化と修繕や架け替えに係る費用の縮減を図るとともに、通行の安全性を確保することを目的といたしまして策定をしているものでございます。

質問の橋梁点検の対象と基準ということでございますけれども、先ほど議員さんがおっしゃいました道路法施行規則の一部を改正する省令というのが平成26年7月1日に施行されました。このときに2メートル以上のボックス形式、いわゆるボックスカルバートですけれども、ボックス形式の橋を含みます橋梁と全てのトンネルの点検については、5年ごとに1度、近接目視を基本といたしまして点検するよう義務づけられましたので、2メートル以上の橋梁を対象として現在点検しているところでございます。

また、点検の基準ということでありますけれども、橋梁を構成いたします主要な部材、これはいわゆる橋桁、それから橋の上を通る車両の重さを橋桁や橋脚に伝える床版というのがございますけれども、床版、それから橋桁と橋脚や橋台との間に設置する部材がありますが、この支承部、それと橋脚、橋台等につきまして、近接目視によって点検を行って健全度の評価をするというものでございます。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 その点検対象のものですが、町内には、今、数が分からないのですが、どのぐらいの橋梁が、あとサイズ的にはどのぐらいの長さのものが幾つぐらいあるのか、ちょっとお答えいただけますか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 今現在、町が管理しております橋梁の数につきましては、今年の3月末時点の数になりますが、289橋ございます。長さ別で申しますと、2メートル以上から5メートル未満が164橋、5メートル以上から15メートル未満が98橋、15メートル以上のものが27橋となっております。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 この数は、私もホームページで他の町村の修繕計画のやつを見てきました。町単独でいきますと、この289という数字はかなり多い数字だと思います。やはりこの板倉の地形というか、面積というか、その関係がやはり一番影響しているのかなと思うのですが、郡内の他の町村の橋梁数が分かれば教えていただきたいと思うのです。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 郡内の管理している橋梁数の状況ということでございますが、初めに明和町におきましては151橋、千代田町におきましては123橋、邑楽町につきましては159橋、大泉町が64橋というような状況でございます。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 やはりこの数の多さ、板倉については飛び抜けて、倍以上多いという形です。これも、やはり水田耕作地というか、それが多く、水路が3本、4本ある関係で、どうしても農地をまたいで、その河川をまたいで農道があるということで、農道の延長線にこの橋梁があるという形で、やはり数が多いのかなと思います。この数は、その当時、やはり必要があって橋を架けてありますので、その数のことについてはどうこうではないのですが、これからについて、やはり橋梁の管理についてはかなり大変になってくるのかなと思います。

そこで、289橋あるわけですが、289橋、先ほど私も言いましたが、国でも評価を1、2、3、4という段階で区別しております。その中で、1、2は、ある程度、良好というか、そういう形ですが、3、4については、すぐに修繕というか、補修というか、それをやっつけていかないとまずいというように評価されています。この289橋の中で、板倉当町におきましては評価の分布はどのようになっているか、教えてください。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 橋梁点検の結果の評価の分類ということでありますけれども、まず先ほどとダブってしまいますけれども、平成26年の7月に道路法施行規則の一部改正が行われたわけですが、このときに5年ごとに1度の点検が義務づけとなりました。同時に、この健全性の結果について、4段階に区分けして、修繕を行ったときは、その内容を記録し保存することが義務づけとなっております。

4段階の区分の内容をちょっと説明させていただきますけれども、1つ目、構造物の機能に支障が生じて

いない状態は、判定区分1、健全というようなことになります。2つ目、構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態というのが、判定区分2、予防保全段階というような形になります。3つ目に、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態というのが判定区分3、早期措置段階ということになります。4つ目、最後ですけれども、構造物に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態というのが判定区分4で、緊急措置段階というような4段階で、橋の状態によりまして区分をすることになってございます。

点検の結果でございますが、先ほど私のほうが、現在管理している橋梁は289というようなお話をさせていただきましたが、橋梁の点検につきましては、土木事務所また企業局のほうから移管を受けたばかりの橋が4橋ございます。また、谷田川に架かっております旧の八間樋橋、それと木橋等、現在通行止めとなる橋を合計しますと、両方、県の分と合わせて7橋ございまして、それを除いた282橋について点検を実施したわけでございますけれども、その結果が、判定区分1、健全となったものが69橋、判定区分2、これは予防保全段階となりますが、これが209橋、判定区分3、これは早期措置段階ということですが、これが4橋、それと判定区分4、緊急措置段階でございますが、この判定区分4となった橋についてはございませんでした。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 そうしますと、私が一番冒頭にお話をしました、うちの近くの橋梁の撤去の関係、これはその当時は3、現在は4の評価だったのでしょうか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 議員さんがおっしゃる橋につきましては、このときの点検では判定区分は3という形で判定をいたしております。4に近いものかなと思います。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 そうしますと、予算取りの関係があるのですが、これはあくまでも国のほうに予算の折衝はしておいて、予算の関係で今年撤去するとか、その辺の絡みもあったのかということもあるのですか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 予算につきましては、前の年度に県のほう、国庫補助事業で実施しておりますけれども、予算の要望をさせていただいて、この3つ対応できればということでの予算取りはいたしております。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ちなみに今282橋があるのですが、その中で一番、河川はそれなりにやはり下の部分が川ですので、第三者的な被害が伴わないと思うのですが、高速道路とか鉄道とか、そういうところの上に橋が架かっていると、その落下物というか、橋の落下、劣化によるコンクリートの落下とか、その関係で、その下を走る鉄道及び車等の第三者的な被害が発生すると思うのです。そういう下に第三者的な被害が発生するような橋が、その282橋の中で、まずあるか、ないか。それから、あった場合に、どこの橋がそれなのか。町が管理する道路の延長線ですので、県道、国道は外してもらって、あくまでも町道の延長線にある橋

梁ですか、それを教えていただければと思うのです。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 第三者の被害というようなお話でございますが、町道の中でそういった第三者的な被害があるというような橋につきましては、まず2つございます。1つが大字靍谷地内、東北自動車道に架かる、いわゆる跨道橋と言われている橋が1か所ございます。それと、大字海老瀬地内で、これは東武日光線の上に架かっている橋、これも町道でございますので、これは跨線橋と言われる橋でございますが、1か所ございます。そのほかにつきましては、水路、河川等に架かる、いわゆる通常の橋梁と言われるものでございます。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。

そうすると、当町で管理するその第三者的な被害が伴うやつは一応2本と。ただし、その橋梁については、長さも長いし、費用もかかると思いますが、あれは恐らく私たちが議員になってから何回か、その補修というか、それをやった形跡があるのですが、あれからですから、恐らく何の被害もないと思うのですが、そういう被害等は過去には発生してないと思うのですが、どんな具合ですか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 コンクリートのかけらが落ちたとかということで被害があったということについては、私が知る限りではないかと思えます。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。

続いて、修繕計画の進捗について伺いたと思います。現在、点検を基に修繕計画を作成して、進捗を把握しながら進めていると思うのですが、その修繕計画、進捗について、現状のところを教えていただければと思うのですが。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 板倉町の橋梁長寿命化修繕計画の進捗の状況ということでございますけれども、橋梁長寿命化修繕計画につきましては、平成23年度に、橋長の15メートル以上の橋、22橋ございましたが、これについて策定いたしました。その後、平成26年度に、先ほど申し上げたとおり道路法施行規則の一部改正によりまして、5年ごとに1度の点検が義務づけられたということを受けまして、平成27年度から30年度、これは4年間でございますが、一巡目の点検を行いまして、その結果、老朽化が進んでいると認められる橋梁を含めまして、54橋の橋梁につきまして、昨年度でございますが、第2回目の橋梁長寿命化修繕計画を更新策定したということでございます。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 54橋あるわけですが、その54橋のうち、ちょっと順番が逆になるのですが、26橋が供用というのですか、要するに使い始めの年が分からないやつが26橋あると思うのですが、この26橋の取扱

いというか、信頼性というか、安全性というか、それについてはどのように担保していくのでしょうか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 町の橋梁長寿命化修繕計画の中で54橋でございましたけれども、その中で架設、供用年数不明の橋というのが、先ほどおっしゃったように26橋でございます。その信頼性は問題ないのかということでございますけれども、この26橋、これにつきましては、町が橋梁台帳というものを整備しておいてあるわけですが、それが昭和62年に橋梁台帳を見直しして整備をいたしました。そのとき橋梁台帳が整備される以前に架設されていた橋梁が、主に供用年数の不明なものというような形になってございます。ただ、これらの橋梁につきましても、道路法に基づきます点検を行いまして、橋梁の健全度、また損傷の度合いを直接確認しながら必要に応じた修繕工事を行ってまいりますので、特に信頼性の問題というのではないのかなと考えてございます。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 その供用不明の関連でちょっとお聞きしたいのですが、このたび4橋の、新たに群馬県のほうから4橋移管されますよね。柳橋とか合の川橋とか藤の木橋とかあります、県関係から。これについては、供用開始というのですか、そのものの資料というのはいっかりと受領してあるのか、していないのか。その辺どうでしょうか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 県から移管を受ける橋についても、新しい橋もございますけれども、かなり古い橋もありますので、全て内容が全部そろっているかといいますと、ない橋もあります。

以上でございます。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 そうしますと、今回、国道354号の延長の関係で合の川が移管されます。あと、藤の木橋ですか。かなりあれも供用が始まってから、恐らく四、五十年たっているのかなと思うのですが、それを受け継いで、ただ必ず、移管する前に、県としては健全度を1か2まで上げて、こちらに渡したということを行っていますので、恐らく10年、20年は問題ないのかなと思うのですが、その辺のところはやはり日頃の点検を繰り返しながら、維持修繕しながら、その移管された橋を使っていくということになると思いますので、そのところは十分維持管理のほう、よろしく願いいたしたいと思います。

続いて、修繕費用の関係をお聞きしたいと思います。計画表では、50年、100年後を考えて、今までの、壊れたら造る、不良になったら造り替えるというような方針から、修繕をしながら1年でも2年でも橋を安全で有効に使えるように方向転換しましたけれども、それによって修繕費用と、あくまでも架け替えの費用というのですか、あくまでも50年、100年先を考えてその計画をつくっています。実際にこの計算上ですが、どのような費用の縮減が図れるのか、現段階でお答えいただければと思うのですが。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 長寿命化修繕計画における維持管理費の縮減というお話でございますけれども、

令和元年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画の中では、事後保全的な維持管理を継続した場合、これは40年後ですから2060年から、60年後まで2080年、この間に維持管理費というのがピークとなりまして、40年後から60前後の20年間で約34億円の維持管理費が必要になるというような試算をしております。

また、修繕計画の中では、今後100年間におきまして、従来の事後保全的な維持管理を継続した場合の累積事業費、これが78億5,400万円、これに対しまして予防保全的な維持管理に改めた場合の累積事業費が21億6,300万円というようなことになりまして、事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ改めることで、今後100年間で、計算上でございますが、56億9,100万円のコスト縮減を見込んでいるというようなことでございます。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 その縮減幅の56億円というのは、当町においては1年間の年間予算と匹敵するぐらいの額が縮減されるということですから、しっかりとこの修繕計画のとおり進めていただければと思うのですが、ただ、先々を考えますと、そうは言っても、これから先に、教育、福祉等の関係、医療の関係等、やはり2025年、2030年に向かってはそちらの費用が膨らんでくるということになりますので、その間だけでもかなり圧縮していただいて、今の時代、教育とか福祉の関係の費用を削って、また橋のほうまでというのはなかなか難しいと思いますので、その橋の修繕をやっていただいて、延命のほうなるべく進めていただければ、よろしく願いいたします。

ちなみに解体とか修繕とか、あとは架け替えの工事につきましても、国の補助率というのはずっと変わらないで、今も昔も補助率については同じなのでしょうか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 町が管理する橋梁の修繕工事、これにおきましては平成25年度から工事が始まったわけでございますけれども、現在までに9橋の修繕工事を実施してきてございます。工事の合計でいきますと、9橋、修繕工事を実施しまして、約1億9,300万円まで工事費がかかっております。

この橋梁長寿命化修繕事業、これにつきましては、修繕、設計業務を含めまして、社会資本総合整備交付金事業、今年度から道路メンテナンス補助金というように名称が変わったわけですが、国庫補助事業で実施してきてございます。補助率につきましては、事業費の55%ということございまして、これは事業が始まった当初から55%については変わってございません。という結果で、町の負担については45%の負担でこの事業を進めているということでございます。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。費用とか計画についてはお聞きしました。

次に、これから、うちの近場の橋の関係ですが、その説明会ときには写真を見せていただきまして、こんな状態だったので、今回は橋を撤去しますということの説明をいただきました。その画像を見せていただくと、確かにこれはもう劣化がひどくて、撤去してもやむなしかなという感じはいたしました。ただ、そういう劣化状態というか、現状の画像がいきなり示されても、納得はするのですが、驚きのほうがやはり最初かなと思うのです。その関係では、私がこの一般質問の通告に上げるときに町のホームページを見たのですが、そのホームページには画像とかそういうものが一切なくて、あくまでも表とか文字とか、それだけだっ

たのです。あまりこういうのは公開してどうかと思うのですが、ただ、評価2とか3のときに、こういう状態になると補修やりますよというぐらいの写真というか、そのぐらいは一応掲載してもいいのかなと思うのです。

あとは、先ほどお答えいただきましたけれども、町の中でも第三者的な被害が発生するような東北道の上に架かっている橋というか、あとは東武の西側にある橋とか、それについては、これとこれについては町としては一番意識的に強く補修工事をやっていますよというような、そういうこともホームページか何かに載せてもらったほうがいいのかなという感じもするのですが、その辺のところのご意見がありましたらお聞きしたいのですが。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 橋梁の長寿命化修繕計画、これにつきましては町のホームページのほうで公表しているところでございますけれども、この公表掲載に当たりましては、内容とか表とか、他市町村の掲載の内容等を参考に、できるだけ分かる資料を作成したわけでございますけれども、今回、議員さんのご意見を踏まえまして、例えば健全性の1から4の区分を写真で紹介するとか、区分3に当たる橋梁の状況の写真を掲載するとか、そういったものを検討いたしまして、改善できるところは改善をしていきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 いずれにしても、289橋梁がありますので、その維持管理については一応54橋に絞ってあるわけですが、いずれにしても橋が多いですので、担当課としてはその辺のところ全部網羅しながら維持管理を進めていただきたいと思います。

その中で、数が多いとなると、今後を考えると、橋梁の数自体をもし減らすことができれば、維持管理の費用も多少は削減できるのかなと思うのですが、たまたま南地区で五箇谷の土地改良区を今進めています。私もあそこかなり通っていますので、毎回毎回通っていて、圃場、50メートルから100メートル置き、真ん中に排水路を造ったという形で、大箇野川を渡る橋があるのですが、その橋が土地改良をした関係で、たまたま副産物として、橋を使わなくてもその圃場のほうに入っていけるというような形が、数えたら橋の本数だけでも五、六本あったのです。ですから、これもあくまでも、たまたま今回の五箇谷土地改良区の関係で、苦心して立ち上がって今進めていますけれども、その副産物としては、その橋の撤去とかそれについても、地元の地権者とか利用者にいろいろと聞きながら、この橋は撤去しても大丈夫だろうというの、もしあればですね。

私が個人的に思うには、排水路につながっている橋梁ですか、それについてはほとんど、人間が渡るぐらいでしょうから、大箇野川に沿った車道というか、それが有効に人間が通れば、そんなにその橋がなくても、圃場拡大に伴って、なくても大丈夫かなという感じはするのです。その辺のところも、今後、先ほど針ヶ谷議員が言っていましたけれども、また土地改良区とか、または集積とか、そういう関係で、あくまでもやはり板倉の場合は一般の生活道路にある橋梁よりも、農地に面して、その農道の延長線にある橋梁がやはり多いですので、その辺のところは、都市建設課、農政課と連携して、あと館林の土木ですか、そのところと連携しながら橋梁の管理数を減らすことも、ただし減らすに当たっては、あくまでも住民、地権者の利便性

というか、それはやはり失ってはいけないと思いますので、その辺のところを地元と相談、協議しながら、うまい形で橋の数を1本でも2本でも、もし減らすことができれば、その維持管理のほうについても多少は、また先ほどの56億円ではないですけども、その56億円以上に余剰というか、メリットが出てくるのかなと思います。その辺については、意見があれば一言。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 五箇谷の土地改良事業で、大箇野川に渡っている道路、1本置きに減らしていったというところで、五、六本の橋が使われなくなっているというようなお話がございましたけれども、確かにそういったところについては、今後、それがああるということに対して、維持管理というようなことも出てきますので、そういったところは、撤去も含めて今後検討していかなくてはならないのかなというふうには思っておりますが、今回、丸谷3号橋の撤去の関係も、橋的には本当に何メートルもない橋が1本1,000万円以上かかるというような状況もございますので、当面は通行止めとか、そういった対応もせざるを得ないかなというふうには思っています。ただ、土地改良事業でいけば橋も少なくなりますし、またそれ以外で橋を集約するに当たって、川に沿って迂回路等を造って集約できるようなことがあれば、そういったことも検討して考えていかなくてはならないかなというふうには思っております。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。

一応今後の維持修繕費ですか、その関係につきましては、やはり橋の管理も必要ですが、そういう政策的に管理数を減らすということも頭に入れながら、そうすれば費用の関係でも浮いてきますので、その辺のところも検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

取りあえずこの橋梁に関しては大体お聞きしたのですが、いずれにしても、今後、高齢化する橋梁の急速な増大に対応するため、従来の対症療法的な修繕及び架け替えから、予防保全的な修繕及び長寿命化修繕計画に基づく架け替えへと円滑な政策転換を図り、これにより橋梁の長寿命化及び橋梁の修繕に関わる費用の縮減を図っていただきたいと思います。あくまでも地域の道路網、安全性、信頼性を確保しながらで、よろしく願いいたします。

また、インフラはもともと意味があって造ったインフラです。すぐに撤去等は難しいと思います。これから全てのインフラを維持していくのもなかなか難しい時代だと思います。ですから、優先順位を決めて、コストが下がる方向で維持管理をしていただければと思います。あくまでもそこにインフラがあるからこそメリットがあり、客観的な指標を基に判断して、地域全体でインフラのあるべき姿を考えていただければと思います。よろしく願いいたします。以上で、橋梁に関しては終わりにしたいと思います。

続いて、台風時の路面冠水箇所についてお伺いします。昨年の台風19号では、町から初めて利根川の洪水に関する避難勧告、避難指示が発令されました。町民の皆様が避難行動しました。今年は本土上陸は一つもなく、一安心しているところであります。

今年の7月に、昨年の台風19号の避難を呼びかけ、避難行動、避難所運営の対応を踏まえ、新しい防災マップが町内全域に配布されました。広域避難の必要性を改めて示されました。自らの命は自ら守る、自分たちの地域は自分たちで守るを周知されました。

そこで、広域避難また自主避難には、町内の主要幹線道路が利用されると思う。早め早めに行動する方はよろしいのですが、なかなか行動に移れなく、遅れて、雨の降る中、町内避難所や町外へ避難する方が、いつの災害のときもおります。また、この避難開始時期のタイミングによっては夜になってしまうことも考えられます。その際、避難経路の道路が路面冠水して通行止めになっていると、移動、迂回に時間がかかってしまいます。当町では水田面積が多いことから、水田治水、遊水の役目も担っているわけで、主要幹線全てまでは冠水していません。一部が冠水しております。

そこで、台風時の路面冠水箇所について、2015年、鬼怒川決壊による常総市地域全体の浸水が発生したそのときの館林市降雨量観測所では140ミリ、2019年、去年の台風19号降雨量、館林市降雨量観測所では231ミリということを聞いております。おのおの台風のときの路面が冠水し通行止めの措置をした路線は幾つあったか、教えてください。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 台風のときの通行止めの箇所数ということでございますが、昨年10月に発生して台風第19号による大雨では、16か所、通行止めを行いました。そのほか、県管理の国道354号、岩田地先になります。それと、県道で海老瀬館林線、これは離地先になりますが、2か所を通行止めという形になりました。それと、一方、2015年、これは平成27年9月ですか、これは鬼怒川決壊いたしまして、茨城県常総市において甚大な被害を向けた関東・東北豪雨、これは台風第18号でございますけれども、このときは県道1路線含みまして、町内11か所の通行止めを行ったというような結果がございます。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 その路面冠水、全てを解消するのは、やはり地形的とか問題がありますので、なかなか難しいと思うのですが、2015年、2019年と冠水している場所があるわけですが、それを今まで、今年はまだ台風が来なかったということなののですが、多少は対策をしていると思うのですが、現状その16か所についての何か所ぐらい手を加えて、改善がどのぐらい図れたとか、教えていただけますか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 台風19号と、先ほど言った2015年台風18号、この間は約5年でございますけれども、町の冠水の対策については、当初から冠水されている道路については、周りの周辺の土地に支障がない場所において、8路線、かさ上げの冠水対策を行ってきてございます。先ほど言った2015年以降は、3路線のかさ上げの対策を実施してきてございます。ただ、住宅地内におきましては道路を上げることが困難でございますので、そういったところについては、バリケード、コーン等で引き続き通行止めは実施をしていきたいと考えております。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 その中で、特に広域避難、自主避難に一番利用される国道354号、あとは細谷前の県道についての冠水がやはり、これは雨が降り始めではなくて、雨がやんだ後の時間帯でかなり上流から時間差で水が流れてきて冠水するということを聞いていますが、その2つか3つぐらい、県道に係る修繕というのですか、国、県に対しての。町単独でできる路線については町ができると思うのですが、国、県に要望

してお願いしていくような路線については、やはり小まめアタックしていくしかないかなと思うのですが、現状。過去何人かの方がその国道354号については、パチンコあぼろの辺りまで、4車線化というのですか、そういうのも要望していますので、まさか4車線になってからでも、そういう冠水が起きるとなると、かなり迂回するにしてもやはり大変かなと思いますので、国道354号については、実質、何か基本的な対策が打てないものかどうか、その辺の回答があればと思うのですが。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 冠水に対しての国、県への対策の要望というようなお話になるかと思うのですが、昨年の台風19号におきましては、先ほど言ったように国道354号で1か所、それから離地先で県道が1か所、冠水が発生して通行止めとなりましたけれども、いずれも主要な幹線道路というようなことで、緊急時避難道路にもなることから、館林土木事務所に対しまして冠水の対策について要望をしているところでございます。

これを受けまして、館林土木事務所では、その冠水の原因の調査、検討を行っていただきまして、その結果、道路構造に起因するものだけではなくて、周辺の用排水路の土砂の堆積も関係があるのではないかなというように、町のほうも協力して道路冠水防止に向けて調整を図っているところでございますけれども、具体的な県の対応ということに関しては、これは国道354号になりますけれども、ちょうどその水路が、道路が冠水する場所の下を水路が流れてございまして、その横断の暗渠を調査したわけですが、多少の土砂も堆積しているということで、土砂の除去を行うというようにお話も伺っております。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 その国道354号の関係ですが、道路の下の暗渠というのですか、排水路というか、その撤去をやっていただくということです。ただ、それだけではなかなか難しいかと思うのですが、あとは地形等がありますので、その先の藤の木橋のたもとの排水路関係ですか、それもやはり影響してくるのかなと思いますので、排水に関しては、いずれにしても都市建設課だけではなく農政課、その排水に関しても、排水路を一体に考えてもらって、その道路の冠水を1か所でも減らすような努力をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一個、これは板倉町と隣の旧北川辺町との境、旧の古利根川があるのですが、下五箇の堤防と北川辺側の堤防とがあります。そこの下の旧古利根になるのだと思うのですが、そこの部分もやはり去年の台風19号、夜去って、13日の日曜日の昼に北川辺に避難した方が板倉へ向かってきたら、水がいっぱい止まっていたと。進入できないという箇所が、この防災マップにも載っていますけれども、その3か所については、時間差でやはり冠水してきますので、恐らく去年については加須市のほうでかなりてんやわんやしていましたので、そこまで恐らく気が回らずに、特に県境ですので、そこまで恐らく気が回っていないのかなと思うのですが、この問題については、逆に板倉町の方が利用して埼玉県からこっちへ戻ることがありますので、逆に板倉側のほうから加須市さんのほうに話をして、台風とかのときの降雨量が多いときに時間差で古利根のところを見ていただくか、もしくは通行止めにしてもらうかの措置を取っていただかないと、ちなみに去年、1台だけ車が進入して、消防がやはり出動しているのです。そういうこともありますので、この冠水に関しては、隣の加須市さんと、新橋の関係では何回か顔を合わせていますので、そのときにでも、こ

んなことがあるのだけれどもということで話をさせていただきます、その辺の対策を加須市のほうからでも行っていただけるような働きかけというのはできるのでしょうか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 去年の台風のときも、その古利根のところから北川辺、加須市のほうに抜ける道路については、町側は通行止めの対策をさせていただきましたけれども、当然加須市においても、ああいふ状況でありますので、通行止めにするのであろうというようなことで考えておりましたけれども、今議員さんがおっしゃったように、車が入っていつってしまったというようなこともありますので、町のほうも適宜巡視をしながら、通行止めをしなくてはならないような状況になったときには、加須市と連携しながら情報の共有をして通行止めの対応をしていきたいと思えます。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 よろしくお願ひいたします。

時間が5分近くなりましたので、この冠水に関しては以上で留め置きまして、最後の3番の通学路の安全確保に移りたいと思えます。高瀬課長、ありがとうございました。

今年の4月より北小学校と西小学校及び南小学校と東小学校が統合されてスタートいたしました。途中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時休校を挟み、6月より再開し、今日に至っているということでございます。

まず最初にお聞きするのが、スクールバス停の点検ということでお聞きしたいと思えます。このスクールバスの運行に関しては、運行が始まる去年ですか、埼玉県川島町のスクールバス運行等を事前に視察し、当町の運行管理の参考にして、試乗運行を何回か実施、運行開始をスタートしたと思えます。実際に運行して約半年たちますが、このバス停での安全確保の状況はいかがでしょうか、お聞きしたいと思えます。

○延山宗一議長 佐山総務学校係長。

[佐山秀喜教育委員会事務局総務学校係長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局総務学校係長 それでは、お答えをさせていただきます。

ただいまのご質問でございますけれども、スクールバスの停留所につきましては、実際に運行が始まりまして改めて気づいた点がございました。10月の中旬に、あお下五箇コース、いわゆる南地区になりますけれども、この登校便で、宇那根公園の停留所にバスが停車している際に追い抜いていく車が、後続車になりますけれども、多く、宇那根公園の停留所につきましてはカーブにちょうど近い場所ということもございまして、事故が起こりそうで心配ですとの保護者の方からご意見を頂戴したというのがございました。

その後、直ちに現地確認を行いまして、バス事業者との調整や、改めて館林警察署交通課にも道路交通法の観点から立会いのほうをお願いいたしまして、約80メートルほど西側に移動させていただくというようなことで、後続車がバスの後ろを走っておりましても視界が確保できるというようなことで、交通安全につながるということで、保護者の了解も得ながら、11月より停留所を移動し、運行を行っているところでございます。

○延山宗一議長 小林議員に申し上げます。

間もなく通告時間となります。簡潔にまとめてください。

○5番 小林武雄議員 はい。そうしましたら、今後もスクールバスの停留所とか、その周辺の安全確保、よろしく願いいたします。時間の関係で、次に移らせてもらいたいと思います。

最後に、(3)番の学校安全ボランティアの関係について、これは一番大事かなと思いますので、質問したいと思います。昨年5月28日に、記憶に新しいのですが、神奈川県川崎市の登戸駅前で、スクールバスを待っていた児童、保護者に対して、後ろから凶器を持って襲って死傷者が発生したという痛ましい事件がありました。板倉においては、こういう痛ましい事件はないかなと思うのですが、ただ当町においては、交通事故もしくは不審者の遭遇というのは可能性があるのかなと思います。

そんな意味では、学校の安全ボランティアの方々の協力を得て、児童の見守りは大変ありがたいものでございます。今年の2月、3月にスクールバスのスタートに当たりまして、安全ボランティアを募集してもらいましたけれども、現在このスクールボランティアの方、何名の方が登録されているか、教えてください。

○延山宗一議長 佐山総務学校係長。

[佐山秀喜教育委員会事務局総務学校係長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局総務学校係長 それでは、学校安全ボランティアの関係でございますけれども、令和2年度の当初の時点では86名の登録がございまして、その後の登録者数の変化でございますけれども、6月に入りまして3名増えまして、その後、さらに7月に2名増えまして、現在91名となっております。

○延山宗一議長 小林議員。

○5番 小林武雄議員 ありがとうございます。

いずれにしても、この学校安全ボランティアの方については、各個人の誠意によって成り立っております。これからも基本できるときに参加をいただいて、児童の見守りをお願いしたいと思います。その面においては、学校と協力しながら、教育委員会も側面から協力して、来年以降もボランティア活動を継続していただくようお願いしたいと思います。

いずれにしても、学校安全ボランティアの方々には感謝したいと思います。子供たちの見守りには今後ともよろしくお願いしたいと思います。

時間になりましたので、今日の一般質問、これにて終わりにしたいと思います。大変ありがとうございました。

○延山宗一議長 以上で小林武雄議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 0時30分)

再 開 (午後 0時35分)

○延山宗一議長 再開いたします。

ここで、根岸企画財政課長より発言を求められておりますので、許します。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、昨日、今村議員からの質問の中でお答えできなかった部分もありますので、本日になりましたけれども、お答えをさせていただきます。

初めに、地方交付税の関係でありましたけれども、私のほうの答弁が一部違っていたところもありますの

で、初めに訂正をさせていただきたいと思います。

昨日答弁した中で、地方交付税の昨年度と今年度の普通交付税の補正額の説明の中で、昨年度の補正額を4,734万1,000円の増額と答弁いたしましたけれども、その数字が誤りでありまして、1億1,734万1,000円の誤りでした。今年度が1億7,182万6,000円でした。訂正し、おわびいたします。

それから、次の質問でありましたけれども、当初予算の推計値のことでありました。私のほうで当初予算を計上する上で厳しめに計上しているとの答弁に対しまして、推計値をどのくらいの額としているのかとの質問でありましたけれども、当初の推計値見込額が10億9,438万2,000円でありました。それをその見込額から9,438万2,000円を減じての計上であります。これについては、例年、当初予算では、歳入欠陥を生じさせないために、安全を見て、推計値より1億円程度を減額した額を計上し、確定した額を補正する方式を取っております。

議員の質問の中でもありましたが、予算計上時、国の地方財政計画で示されているのではないかというご質問でありました。この地方財政計画で示される数字であります。地方交付税の伸び率につきましては、前年比、全国平均で2.5%、これだけの表記であります。そういうことでありますので、それを参考に、前年から2%の伸びを見込んでの計上ということになります。また、今年新しく新設された項目もあります。板倉町ではスクールバスの導入、また全国的に地域社会再生事業の創設というのもありまして、推計が難しい項目もありましたので、国からの資料により推計したところであります。以上のような状況であります。

また、確定した交付税につきましては、本年度、11億7,182万6,000円ということで、当初予算の額とは、1億7,182万6,000円、補正した額でありますけれども、その差がありました。当初の見込額、推計値との差は7,744万4,000円の増加ということになります。この増額の要因であります。昨日、すぐ答弁できなかった理由として、やはりこれは1つずつ需要カード拾わないと出ないという状況であります。そういうことで、需要カード1つずつ拾っていきますと、当初見込みと差が生じた主な要因として、幼児教育・保育の無償化の交付税措置分が約4,400万円増加している。これについては、当初、国からは明確に示されていなかったという事情もあったようであります。また、増額の要因として、ごみ処理施設建設に係る町分の公債費の交付税措置、これが1,500万円増となっております。また、新設された地域社会再生事業分というのがあるのですが、これが約3,000万円の増加ということになります。この新設された地域社会再生事業分の3,000万円につきましては、内容を見ますと、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い自治体に重点的に配分するというふうにあります。その内容、具体的には全国平均を上回って人口が減少している地域、少子高齢化が進行している自治体に重点配分をするということになります。

以上のようなことが、昨日答弁できなかった部分でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○延山宗一議長 質問を認めます。質問ありますか。

今村議員。

○8番 今村好市議員 交付税については安全を見てということで、今の話だと約90%を計上と。そのとおり約1割ぐらいは補正で出てくる。今までも出てきていると。今回については、ちょっと1割を超えているという部分については、先ほど課長が話をしたとおり、プラス要因がその後、追加されて交付されたというのは理解できました。

ただ、これから予算編成時期に入っていると思うのですけれども、もう一度、交付税の計上の仕方について

ては改めて検討されたほうがいいのかなど。町税については、調定額の98%、95%ぐらいまで見ているのですけれども、交付税については、国、県、市町村との間でありますので、そんなに歳入欠陥を起こすほど問題が出てくる可能性は少ないというふうに思いますので、あと5%ぐらいは当初予算で計上されても、そんなに問題はないのかなというふうに思いますので、ぜひその辺は再検討をお願いしたいと思います。

交付税措置については、子育てだとか、医療だとかそういうものについては、それに特化した交付金、もしくは補助金で入ってきておりますので、一般的に対応、起債の償還分とか、これ交付税で見ますよということなのですが、なかなかこれが把握できないのが実態でありますので、その辺を5%ぐらい考慮した上で、推計額の95%、もしくはそれに近い数字で検討されたらどうかというのを提言しておきます。

以上です。

○延山宗一議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について

議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○延山宗一議長 日程第2、議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第5、議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての4議案を一括議題といたします。

この4議案は予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

〔森田義昭予算決算常任委員長登壇〕

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、補正予算関係4議案であり、12月8日の本会議終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案の

とおりの可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○延山宗一議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第56号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第6号）についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第57号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第58号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

今後の日程ですが、明日10日は総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

11日は休会とし、最終日の14日は閉会中の継続調査、審査について決定する予定となっております。

本日はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午後 0時49分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 7 日)

令和2年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年12月14日（月）午前9時開議

日程第 1 閉会中の継続調査、審査について

日程第 2 議案第60号 明和町との路線バス負担金に関する争論の調停の申請について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副町	長
落合	均	総務課	長
根岸	光男	企画財政課	長
丸山	英幸	税務課	長
峯崎	浩	住民環境課	長
橋本	宏海	福祉課	長
小野寺	雅明	健康介護課	長
伊藤	良昭	産業振興課	長
高瀬	利之	都市建設課	長
多田	孝	会計管理	者
佐山	秀喜	教育委員会	事務局
伊藤	良昭	農業委員会	事務局

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事	務	局	長			
小	野	田	裕	庶	務	議	事	係	長	
伊	藤	泰	年	行	政	庶	務	係	長	兼
				議	會	事	務	局	書	記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○閉会中の継続調査、審査について

○延山宗一議長 これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○議案第60号 明和町との路線バス負担金に関する争論の調停の申請について

○延山宗一議長 日程第2、議案第60号 明和町との路線バス負担金に関する争論の調停の申請についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。本来であれば議案60号は予定しておらなかったわけではありますが、今日は追加させていただいて、ご審議いただくということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。提案理由を申し上げたいと思ひます。

議案第60号 明和町との路線バス負担金に関する争論、争いの論の調停の申請についてでございます。本案につきましては、公共交通路線バス「館林・明和・板倉線」の共同運行市町である明和町との間で、当該路線、うち明和町地内通行分のバス負担金について当町に支払えとの争論、争いの論があり、先方の主張があり、協議が合意されておりません。

これを適切に解決するために、第三者機関である自治紛争処理委員による調停に付するため、地方自治法第251条の2第1項の規定により、群馬県知事に申請を行うものであります。この調停の申請に当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

先般、過日大まかな説明は別の時間を取って説明したつもりでございますが、事が隣町との主張の違いにて争点でございますので、細部につきましては、改めて担当課長より本日も説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 それでは、おはようございます。議案第60号 明和町との路線バス負担金に関する争論の調停の申請についてご説明申し上げます。

まず、現在運行されております公共交通路線バス「館林・明和・板倉線」の路線変更の経過概要につきましてご説明申し上げます。本日別とじの説明資料ということでご用意させていただきましたので、そちらを御覧いただきたいと思っております。

まず、資料1ページでございますが、こちらに館林市外四町の地域公共交通会議というものの組織構成図を示してございます。この資料のとおり館林市外四町の公共路線バスにつきましては、この公共交通会議におきまして協議が行われ、運行が行われております。その組織につきましては、全体会、分科会、担当課長会議、そして幹事会で、この幹事会につきましては、各市町ごとの外部関係者との合意形成、意見聴取を図る場、そういった目的のために設置されております。また、実務レベルの担当者打合せ会から構成されております。

1市4町の広域公共路線バスの路線につきましては、平成26年度から全6路線、館林・板倉北線、館林・板倉線、館林・明和・板倉線、館林・千代田線、館林・明和・千代田線、館林・邑楽・千代田線、この6路線の経路の見直しが始まりました。これを受けまして、板倉町におきましても平成27年3月に開催された板倉町の幹事会におきまして、路線バス経路町内の3路線でございますが、この見直し案を提案いたしました。しかし、その際はルートにつきましては再編試案ということであり、改正の時刻表につきましても提示はされない段階でございましたので、見直しを行うという方針にのみ合意したものと認識しております。

また、その後、担当課長会議が開催されてきておりますが、そちらにつきましても見直しの方針が確認されてきているものと認識しております。

平成31年度、令和元年度でございますが、館林市外四町の地域公共交通会議の事業計画でも、見直し協議が調った路線については幹事会で意見聴取の上、全体会及び分科会により関係者の合意形成、承認を図り、運行開始の準備を進めるとされております。見直し協議が調った路線について幹事会で外部関係者との合意形成や意見聴取を行った上で全体会、分科会により関係者の合意形成を、承認を取るという手続ということになっております。

令和元年度に予定されておりました館林・明和・板倉線、館林・板倉北線の路線の見直しに当たりましては、担当者の事務打合せ会で再編試案の路線等の協議等は行われてまいりましたが、実際の直接関わります改正ダイヤにつきましては、令和2年1月17日に初めて館林の安全安心課の事務局から送付されました。

資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。こちらが再編後のルートの一覧となっております。町内を運行されています3路線が掲載されておりますが、黄色が館林・板倉北線、緑が館林・板倉線、そして青色のルート図が館林・明和・板倉線となります。2ページにつきましては、朝夕便ということでございまして、これまでの板倉東洋大前駅と館林駅とのルートが板倉東洋大前駅と川俣駅とのルート変更となっております。

また、3ページでございますが、こちらが日中便の変更ルートの試案ということとなっております。こちらも同様に、青色のルートが館林・明和・板倉線の日中便の変更ルートとなり、板倉東洋大前駅から館林駅まで1本ございまして、それ以外が板倉東洋大前駅とアゼリアモールとを結ぶルートとの変更という案でございます。

また、時刻表につきましては、次の4ページを御覧いただきたいと思いますが、こちらが4ページが現行の館林・明和・板倉線の時刻表となっております。始発が館林駅東口を6時10分に発車しまして、板倉東洋大前駅に6時45分に着、板倉東洋大前駅からは6時55分に出発しまして、館林駅に7時35分に結ぶ、こういった時刻から運行が開始されているようなものでございます。

次の5ページでございますが、ちょっと数字が小さくて見にくくて申し訳ございませんが、5ページが令和2年1月17日に館林の安全安心課の事務局より送付された改正ダイヤの案でございます。朝夕便が板倉東洋大前駅と館林駅との往復から板倉東洋大前駅と川俣駅との往復への変更に伴いまして、ダイヤが大きく変わっております。始発が板倉東洋大前駅を6時ちょうどに発車しまして、川俣駅に6時39分に到着というようなダイヤから運行が始まるものでございます。

この改正ダイヤ等の最終案の送付を受けまして、先ほどの見直し協議が調った路線については、幹事会で意見聴取の上ということでございますので、板倉町内におきます外部関係者との合意形成、意見聴取を図る板倉町幹事会、これに代わる場といたしまして1月24日、全行政区長15名に対しまして町内2路線見直しの対象となります館林・板倉北線、館林・明和・板倉線、この2路線の再編試案の路線図、また改正ダイヤ案をご説明いたしました。その際に朝2便の川俣駅につきまして、地元の区長様3名から反対意見が出されました。

このため2月3日、町におきましては関係地元町議会議員、行政区長、公共交通会議の委員であります行政区長会長、町商工会長にお集まりいただきまして、路線の見直しを行うべく、板倉町案の協議をいただきました。

資料の6ページ、最後のページとなりますが、6ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、館林・明和・板倉線ダイヤ改正案でございます。館林駅、川俣駅への乗り入れの本数でございますが、館林駅、川俣駅への乗り入れの本数につきまして、当初案、表のダイヤの上の部分でございますが、こちらにつきまして上り、板倉東洋大前駅から川俣駅、アゼリアモール行きについて、あと館林の東口行きも1本ございまして、上りにつきまして川俣駅行き5本、館林行き1本、下りが川俣駅発5本、館林駅1本ということで、こちらのダイヤの下に括弧書きで書いてございますが、こういった本数から中ほどの太い線、実線の下でございますが、板倉町の案といたしまして、上り川俣駅行き2本、館林駅行き3本、下り川俣駅発2本、館林駅発3本、黄色で網かけをした形で館林駅行きを増やすような、こういった案で明和町と協議を行うこととなりました。これを受けまして同日、明和町に対しましてこの板倉町案を提示させていただいて、協議をいたしました。全く受入れが受け入れられなかったということでございます。

このため、2月4日開催の館林市外四町地域公共交通会議の全体会には、館林・明和・板倉線の路線変更及び運行ダイヤ改正の提案は行われませんでした。この直後に明和町からは、4月以降の運行は館林市と板倉町で運行してほしい、令和2年度負担金は支払わないということでございました。

このため、板倉町から館林市及び明和町に路線変更の協議が調わないため、やむなく路線廃止せざるを得ないと協議したところ、館林市及び明和町はこれまでの1市4町公共交通会議における協議結果合意に反するため、廃線手続終了までの明和町分運行費を原因者である板倉町が負担をとのことでございました。

令和2年4月以降も現行ルートで運行が行われておりますが、この館林・明和・板倉線及びそれに伴います代替車両の負担金に関する協議が合意されておられません。この解決のために、先ほど町長の提案理由で申

しましたが、地方自治法251条の2第1項の規定によります自治紛争処理委員という地方公共団体相互の間の紛争があるときは、県知事が当事者の文書による申請に基づき、紛争の解決のため自治紛争処理委員を任命し、調停に付することができるという制度があることから、この自治紛争処理委員による調停の申請を行うことといたしたく、当町から群馬県知事への調停申請に当たりましては、町議会の議決が必要となるため、12月議会への追加提案をお願いするものでございます。

以上、概要につきましてご説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 おはようございます。6番、針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。バス負担金に関する争論の調停の申請ということですが、何点か質問させていただきたいと思います。

調停の申請の内容を見ますと、明和町を相手に当該路線バス負担金に関する争論についてということですが、先ほどの説明もしくは以前に頂いた資料に目を通しますと、主張しているのは館林市と明和町、これが共同でこれまでの協議結果を踏まえて明和分の運行費は原因者である板倉町が負担するべきであるという主張がなされていることを鑑みると、相手は明和町だけでいいのかというような疑問が残るのですが、その辺について説明をお願いします。

2点目ですが、このバス申請を出すことによって、出す出さないにかかわらず分かりませんが、令和3年3月末までにこの館林・明和・板倉線は廃止することで準備中ということでありますけれども、これはもう決定になるのかどうか。

3点目が、以前頂いた資料によりますと、令和2年3月13日に廃止に当たって町独自の路線運行を検討するというふうな記載が見られるのですが、半年以上たっていますけれども、その検討の進行状況について、3点お願いいたします。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

まず1点目、明和町だけを相手としていいのかという点でございますが、この令和2年度の運行費負担につきましては、市の持ち分は負担をするということを言っていますので、ただ付け加えては、板倉町に明和分を負担しなさいということは確かに言ってきておりますけれども、自身の負担分については負担するということを言っておりますので、この場合には市は相手としてするべきではないのかなというところでございます。

それから、当該路線の廃止につきましては、今年度いっぱい廃止するという事は協議会のほうでも一応の決定を見ておりまして、今後陸運支局のほうに申請手続を進めるということでございます。

代替の対応としまして、町独自の運行ということになりますけれども、この関係につきましては、福祉的な考え方をもちまして、これまでのいわゆる公共の路線バスとは違った形。簡単に申し上げますと、無償での運行ということで、特にいわゆる高齢者、免許証の返納者とかいらっしゃいますので、そういった方を中心という形になるかなと思っておりますが、そんな方向で現在進めておりまして、取りあえずその運行の方法

ですか、これについては無償の運行ですから、陸運の認可は取りあえず必要ないということであります。いわゆるドライバーの確保、それから運行の方法についてなのですけれども、1つには町でドライバーを直接雇用してということも考えられますし、あるいはいわゆるその運行事業者に運行を委託するという方法も考えられます。それで、現在その点についての経費の比較等の作業を進めているというところでございます。近いうちにはその辺経費比較と、あと安全性ということも考慮しなくてはいけませんので、そういった面を総合的に勘案しまして、最終的な方法を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 相手先は明和町だけで、令和2年度分の運行費を対象にする調停だということが認識できました。この路線を廃止することによって、やはり町民の足に影響が出るというのが一番懸念されることかなと思うのです。それを隙間なく町独自の路線で運行ができるのであれば、それなりの補填ができるのかなと思うのですが、この間が運行できない期間があるということになると、やはりこれに対する考え方も変わってくるのかなと思うのですが、その辺の検討はいかがでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 先ほどの2点目のご質問の路線の廃止についての決定ということでございますが、手続的に、先ほどの資料のほうのお配りした1ページで、館林市外四町の地域公共交通会議という組織がございますが、この全体会というものに12月22日開催を予定しておりますが、この全体会に議案として提案される形で今準備のほうは進められております。

先ほどの代替路線の関係なのですが、当然廃止に向けまして空白の期間が生じないような形で準備のほうは進めさせていただいている状況でございます。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 これ路線の廃止については、12月22日予定の全体会議で発議をして、それで可決というか、承認されれば決定するという形になるのですか。この全体会でその廃止については決定を見るということですね。

やはり課長の発言にもありましたように、やりますよということですが、やはりそれが確定していないところがちょっとあれかなと。これをもう申請を出してしまうと、新たにその路線について、新たな討論というか、協議というのはなされないのかなと思いますし、そうするとこれを出したことによってもう廃止で別路線の検討ということで、令和3年度の4月からは新しい路線が運行できる状態というのを確定していただかないと、やはりなかなか賛成できない部分もあるのかなと思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 この路線の廃止の関係につきましては、先ほどの事務担当レベルでございますが、館林、明和町とも合意しておりますので、それぞれ館林におきましても代替の路線の検討、また明和町についても既に代替にできるような事業等始めておりますので、当町におきましても代替の手段というのを検討し

ております。それぞれ代替の手段を検討した中で廃止についての手続ということで、全体会に提案させていただくということでございます。

その後に陸運支局のほうに届け、陸運局支局経由で陸運局になりますが、廃止の手続、申請届のほうを行うというような流れとなっております。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 全体的には館林・明和・板倉線を廃止の方向で今進んでいるということでありますので、令和3年4月1日から新路線を走らせるのだという今確約ができるかどうか分からないのですけれども、そこを見越したやはりこの申請に対する賛成反対になって、私の中ではなってくるものですから、令和3年4月1日から運行できるものと考えてよろしいでしょうか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おおむね現在のところ合意ができないところが例えば明和分を板倉が持つということの違いがあろうとありますが、来年令和3年4月1日からはそれぞれが積極的であれ、消極的であれ、廃止には賛成するという言質の文書もございますので、間違いなくその方向に行くものであろうと。したがって、先ほど針ヶ谷議員言われるように、板倉町として現行路線を廃止し、その後の後釜の路線を板倉独自で考えなければ、当然空白ができるわけですので、何が何でも利用者に対して不便はかけられないという覚悟で臨むということになるでまいしょうということです。

○延山宗一議長 ほかに質疑ありますか。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 今日配付されましたこの資料の6ページに、令和2年1月17日より館林事務局よりというこの当初案というのが出ているわけですが、この当初案というのはこれはどういう経緯で、何か板倉町も関わってこの案に同意したとか、そういう経緯でこれできたのと違うのですか。それで板倉は蚊帳の外に置かれて、館林の事務局より一方的に通告されてきたのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 こちらの当初案につきましては、ダイヤの編成に当たりましては板倉町への協議というのはございませんでした、事前の。これがダイヤ案が示された初めてということでございます。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 そうしますと、館林の事務局よりこれ一方的に来たのですか。この関係者、この1市4町の公共交通会議というのがありますよね。そこで議論されたとかそういうこともなく、では館林とこの事務局の方の判断でこれ出されたのですか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 こちらにつきましては、担当の事務局よりメールで送信されました。意見があれば1月20日の正午までに修正意見をということでありました。ただ、先ほど申し上げたとおり、板倉町といたし

ましては、最終的な案につきまして地元のご意見の聴取も当然説明を行った上で、説明も必要ですので、そういった場を設けさせていただいたということでございます。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 私が聞いているのはそうではないのです。この1月17日に館林の事務局より来たというから、その来る前提となっているのに、事務局の担当者の個人的な判断でメールで送付されたのではないのでしょうかということを聞きたいのです。それ以前に1市4町の交通会議だか、その館林と板倉、明和の3者の担当者会議とか、そういうところでこういう案についての協議があって、それについての連絡ということではなかったのでしょうかねということをお聞きしているのです。ただ、担当者の個人的な判断で通告してきたとも思えないのですけれども、その辺どうなっているのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 先ほど申し上げたつもりだったのですが、あくまでダイヤにつきましては、事前に事務局での協議というのはございませんでした。この1月17日に送付されたダイヤ案が初めて示されたというものでありまして、事前の協議はないということであります。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 先日の全員協議会で配付された説明資料の、これで2ページに、令和2年2月4日、明和町はこれまで担当者会議等で協議を重ねてきたものをほごにされたのは、紳士協定違反でありと、納得できない。4月以降の運行は館林と板倉町で運行してほしい。令和2年度の負担金は支払えないとのことというのは、これは明和町からこういう通告されたのでしょうか。ということは、その1月17日以前に館林の事務局から来たと、その運行案ですか、は何かその前に協議会をやったのではないですか。なかったのですか。館林の担当者の案で出てきたのですか、これ。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 何度も同じお答えとなりますが、この1月17日以前には館林市の事務局からダイヤの改正案というものは一切示されておりません。これが初めてでございます。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 そして、2月4日のこの明和町の発言というのは、これ事実反しているわけですね。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 あくまでも先ほど申し上げましたが、担当課長会議等では路線の変更について見直しを行うという基本的な方針について合意してきたものであります。具体的な最終のルート図、また運行ダイヤについては示されない中、特にダイヤ関係であります。示されない中での基本的な見直しの方向、方針について合意されて、それに基づいた運行経路等については協議はされてきておりますが、最終的な先ほど申し上げましたが、利用者の方に直接関わる運行ダイヤについて示されましたのが1月17日であったということになります。

ですから、明和町さんのほうでこれまで担当課長会議等で協議を重ねてきたものというものでありますが、それがどこまでの部分なのか。基本的には川俣駅乗り入れについて検討するという部分だけなのか。最終的には、この運行ダイヤまでを含めたものが見直しの決定事項となりますので、その部分までを含めた中での協議というふうに理解するのか、その点では見解が異なる部分だというふうには思います。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 私が不思議に思っているのは、この2月17日に館林市の事務局より来たというからには、まさか担当者の個人的な判断でこれ出たのではないのでしょうかということを知りたいのです。何かその前のたたき台が、今課長が説明されるように、詳しいルートとか、あるいは時間、ダイヤのその時間ですか、そういうのまで決まっていなくても、何らかの何かがあったのではないかなということ、この担当者がまとめてこれを通告してきたのではないかなと思うのですが、私がそれでそれはそれでいいとして、その結果、この板倉町が町内の協議で板倉案をこれを館林の事務局案に対して板倉案を提示したわけですね。だから、明和にこういうことを言われるゆえんはないということなのです。

突然何かこの館林の事務局からこういう案が出てきたので、それに対して板倉町としての案を逆に提示したということで、それが紛争というか、紛争の元になっているのです。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

ちょっとこれまでの経過を、概略をまたちょっと整理させていただきますけれども、これまで明和町からは紳士協定違反だということ言われてきておるわけですが、平成27年3月12日に開催された板倉町幹事会、これについては議会の地区代表者、それから代表区長、商工会長、民協の会長、老人クラブ会長、小中PTA等の各団体の長、計20名で構成した幹事会でございますけれども、ここで館林・明和・板倉線の見直しについて議題として上げられております。ただ、このときの状況を申し上げますと、運行のスケジュールについては何も示されていない、これが1つあります。

それから、運行のルートについても、いわゆる素案という形での内容でお示ししたということでありまして、ここで板倉町としてこの見直しに関しての最終決定をされたということではありません。協議を進めることについては承認するよということであったわけでございます。それから日がたって、今年の1月17日に運行ダイヤが館林の事務局から送付されたということでございますけれども、この間に課長会議、各市町の担当の課長の会議等は重ねて開催はしてきておりますけれども、その会議の過程においても具体的にこういう案でという、そういう協議はなかったということを報告として私のほうでは聞いております。

したがって、総務課長が申し上げましたとおり、1月17日に送付されてきたダイヤ案、これが初めて我々とすれば事務局から示された案ということで理解しているところでございます。では、どうしてこの案が出てきたのかなということについては、事務局としていわゆる利用者の利便等を考慮して、こういうダイヤ案にしたというようなことであろうということを受け止めておりますけれども、やはり板倉町の利用者にとってこの案が妥当なのかどうか、そういったことを諮る必要がありますから、1月24日でしたっけ、の区長の皆さんの会議のときに、この改正内容について説明させていただいたところでございます。がしかし、

やはり地域住民の利便性等に心配、問題もあるということで、地元の区長3名の方からは、強い反対をされたということでございます。それ以降の経過については、先ほども総務課長からも申し上げたとおりでございます。それがこれまでの経過の概要の整理した部分ということでご理解いただければというふうに思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 先ほどの改正ダイヤの送付の関係であります。平成28年と平成30年の担当課長会議の際に、改正ダイヤの案というのが示されております。ただ、それとは全く今回送付されました資料の5ページの改正ダイヤ案とは異なっております。先ほど来お話が出ておりますが、最終的な改正のダイヤ案については、こちら館林の事務局のほうに確認は以前いたしました。改正のダイヤ案については、平成31年4月1日ですので、令和元年度が始まって4月1日からこのメールで送付された1月17日までの間でダイヤ案を作成したものはありません。メール及び会議、打合せなどで提示したものもないということでありまして、この1月17日に送付された案が最初のダイヤ案ということであるということは、事務局のほうに確認はさせていただきましたので、これは間違いのないという、初めて町に送られた、提出された案がこの案ということでございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 そうしますと、その経緯は古い話ですから、いろいろ何かあったのでしょうかけれども、1月17日に館林の事務局よりこの案が示されたということについて、板倉町がそれに異議というか、板倉案を代案を出したわけですね。それに対して、なぜこれ明和町が紳士協定違反だと。協議を重ねてきたものをほごにした紳士協定違反だと、文書で来ているのですか、これ。文書で来ているのですか。来ている。では、文書ではなくて口頭であれ何であれ、そういうふうに来たことに対して、これ板倉町としては明和町にどう回答というか、返答しているのですか。その明和町に対してだけではなくて、この館林の事務局に対して、こういうのを明和からこういう紳士協定違反だという返事が来ているということに対して、館林の1市4町の公共交通の担当者といえますか、そこの事務局のほうに通知はしているのですか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 最終的には先日の経過の中でもございましたが、町内の関係者の方にまたお集まりいただいて、協議いただいた中で3月18日付で館林市長宛て、また明和町長宛てに公共路線バスの館林・明和・板倉線の路線廃止についてやむなく廃止せざるを得ないということで通知のほうをさせていただいたということになります。

以上です。

[「その理由……」と言う人あり]

○落合 均総務課長 その理由であります。平成27年決定の館林・明和・板倉線で路線変更について、当町でもその時点で合意は事実でありましたが、その計画が平成28年4月からの執行を予定ということでありましたが、なぜか今日まで実行されていないと。この決定の有効性について疑義がないとは言えません。し

たがって、当町検討委員会の協議結果を尊重する判断により折衷案、先ほどの板倉町の案でございますが、時刻表の折衷案を申し入れさせていただいた経緯があります。

しかし、明和町におきましては、朝夕便は川俣駅発着でなければ路線変更は認められないとのことでありまして、また館林市においても2町の協議が調わなければ現行路線を維持する考えはないとのことでありました。当町単独での路線維持は不可能であるため、やむなく路線廃止を選択せざるを得ないとの町検討委員会での結論に至りましたことから、前向きな思料により通知させていただきましますので、路線廃止についてのご検討をお願いいたしますという通知を、同様の内容で館林市長宛て、また明和町長宛てに通知させていただいた経緯がございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 ちょっとあまり詳しく聞くので、説明が理解できないので分からなくなってしまったのですけれども、私が聞いているのは、1月17日に館林の事務局から来たことに対して、板倉案を出したのでしょうか、それに対する。そうしたら、明和町が紳士協定違反ではないかと言ってきたというこの時系列でいくと、そういうことになっているわけです。それに対して、その紳士協定違反ではないでしょうかと反論しなかったのですかということを知っているのです。

突然これ出てきたのだからと。板倉町がそれに対するちょっとそれは問題ありだねというので、板倉案を逆に提案したのでしょうか。この路線とそのダイヤについての2月3日の日に。そうしたら、その2月3日の日に出したら、明和町からこういう紳士協定違反だというふうなことが来たのですけれども、これがちょっとつじつまが合わないの、確認しているだけなのです。わかりますか。ただそれだけなのです。その板倉町でどういう協議したとか、何だとかと聞いているわけではないのです。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 私は直接話合いにも入っておりませんから、総合的に全部聞いた上で私も判断しながら、副町長も含めて判断しながら。先ほど言ったそういった考え方は一步も譲っていただけないならば、廃止もやむを得ないから、廃止を検討していただきたいというところまでのそういうことですね。その間に青木氏が指摘するように、先方から紳士協定違反だというようなことが申入れが、そういう話が課長担当者会議で言われたのでしょうか。それを言われてのこのこ帰ってきたのかというようなことを当然私は言うわけです。何を紳士協定って、今さらなのだから、青木氏が聞きたいところはそこなのだろうということだけは、なかなか当を得た答弁が事務方ではできないということみたいに見受けましたので、私が出るわけです。

過日、お渡ししたこの問題に対していつ頃から始まり、この検討委員会が南案の路線バスの変更案が平成27年3月12日にその前に提案されて、事務方で。平成27年3月12日にその提案を持って板倉町で区長さんや皆さんの、いわゆる一番恩恵と損失を被る町民の代表者の会議を開いているわけです。その席でこれを読んで、既にこれお配りしてありますからお分かりのように、板倉町は、しかもその席では細部によってのダイヤ案とか、スケジュールや運行案とか、本来であれば最終決定に必要なそういう内容が提示された上での話合いでなく、特に南の路線については、東洋大の東口発着から西口発着に変えるという板倉町にとって一番重要な問題。それと合わせて明和、館林から明和の川俣駅へ変更するというような、その2つが問題点みた

いな形で協議されているような書面があるのですが、目を通して見ますと、ここに今村議員もその当時お出になっておりますが、当事者として板倉の代表者の南の。その東口から西口へ出発を変えろということについては審議した記憶もあるし、それを正当な総持の理由もあったというふうに理解したけれども、川俣の路線の川俣駅に館林、ずっと何十年も館林に行っていたものを全てを川俣のほうへ変えろと、重要な時間帯については。それについては議論した記憶もないし、いずれにしても挙げたテーマだから引き続き協議はしようというような、そういうものであると、あったというようなことも含め、いろんな関係から聞き取った上、そういうことでありますので、平成27年3月12日、本計画案の運行開始スケジュールについての話し合いを継続することを了承すると。

運行ダイヤ未提出とか、駅、停留所を幾つ作るとか、そういったものが全然検討されないけれども、これから検討していくという間に5年もたってしまうている。今年の2月に出てきたと。要は解釈の違いの大きな違いがここなのだろうと見ているわけです。板倉町はスケジュールに沿って、取りあえず協議はしていきましょうと。でも、必ず幹事会で決めたあれが合意したものを持ち帰って、いわゆる地元の区長さんやそういった皆さんに町民の代表に、これが主ですから、一番末端の下ですけれども、位置づ的に上から下りてきた場合。これを繰り返しながら成案を、合意案を得るという手続に従って、我が案はまだ協議が調っていないと我が町は考えておりましたし、明和町さんは、分かりませんが、推測するのに、事務方が了承したことを全て了承したとか何だとか、いわゆるこの了承という経緯も踏まえた中での大枠の考え方、受け取り方の違いが、今回の大きな紛争の違いになっているのかなと、主張の違いということで、何回やっても今言ったように、主張が合わないのです。

不思議なのが、28年4月1日だけ、に27年の先ほどの内容を踏まえて運行を開始する。だから、1年後の4月1日には運行を開始するようなことで協議を進めろというか、そういうことになっていたように文面は書いてあるのです。だけれども、なぜそのとき1年後に運行を開始しないで、その後今日までこういった議論が、途中忘れてたり、忙しかったり、事務方がどういうふうに判断したか分かりませんが、開始されていないので、久しぶりに今度の2月にそういう問題が出てきたと。したがって、いわゆるちゃんと明和町の主張が通って固まったものでない、現実にバスも動いていて、現状のとおり館林まで行っていますし、さらに何よりの証拠が、今年の2月まで改めた再提案というか、何というか分かりませんが、そこまでまた提案もしてきているわけですから、提案をしてこれが了解しなければ協議はまだ調っていないのですよというその捉え方。両町の、だから明和町ほどの点を協議が調ったかということ、多分本来であれば我が町に強く主張して、それが我が町が理解すれば、合意が取れるはずなのですが、我が町のほうに例えば考え方の違いがあってミスがあったと。例えばとすれば、でも今はただ明和町さんではうちの言っていることが正しいみたいなことで、どちらもうちの町もうちの町が言っていることは正しいというようなこと。正しい証拠の出し比べをしているわけですが、明和さんも今現在では板倉町が納得するような形が出てこないで、紛争になっていると。

したがって、この先調停に持ち込んで新しい材料が出てくるとは思っておりません。明和町さんが自分のほうが正しいのだと言えば、当事者間で話をできるだけまとめようというものは両町が共通した見解であったわけですから。ですから、明和町がうちのこの資料を1枚ぼんと出してきて、板倉さん、いろいろ理屈を並べているけれども、このときのこういう会議のこれが、うちのほうの判断をしている決定書類ですよとか、

決まり事項ですよ、ここにあるではないかと言っていたら、本当は一挙に解決するのですけれども、でも明和さんが隠して隠して紛争にまで持ち込んで、その席で決定打を出すとも考えられない。それは明和さんがなぜかといえば、決して調停を望んでいるわけでもないということは、昨日あるいは上毛さんの記事ですか、明和町の議長さんだって当事者でよければ話を聞きたいと。我々だって別に当事者で話をつけるというのは一番当然のスタンスですから、これまでに当事者がもうお互いが言いたくなくなるほど、いわゆる違いと考え方の擦れ違いのどこがポイントであるかということも含め、総合的に私は直接会議をしていないということからですが、聞き取った流れの中でどうもここが大きく判断の受け取り方の違いが両町にあるのではないかと。多分だからそんな形でのものは、議員さんに説明しても10人に言っても10人10人様で受け取り方が違うかもしれません。分かりません。ですから、もっと縮小した権威のあるそういう、それは関係を逆にこのままだったら当事者間でうちが正しい、うちが正しいと言っているよりも、預けたほうがむしろお互いの町はこのことは第三者に、だから文書を出せと言えは出して、精いっぱい自分の町の主張をし、出てこいと言ったら口頭で十分言って自分の主張をし、それを伺った調停委員になる3名の方が判断したことを、まずは尊重することを前提にお任せしてみようではないかと。

むしろ平和的あるいはこういった混乱が生じたときのやむを得ない次善の策の中でも最良の手段を選ぼうとしていると。そのために、またそういう委員会もあるのだろうと理解いたしておりまして、そういう意味では明和さんにも私からはちゃんとこういう趣旨で、憎しみ合って訴えるのではないのですよ。当事者同士は町長の命を受けて話し合い、話し合い、何回話し合っても平行線。仲よい例えば総務課同士が、向こうの総務課長もこちらの総務課長も係長も、一点も前に進まない話し合いを何回やっても意味がないのであれば、関係がむしろ悪くなる場合もあるから、ほかの仕事を生懸命やって、この問題は必要に応じてその自分の主張を申し上げながら第三者に判断してもらうことのほうが手取り早いし、合理的であり、それが知恵というものでもあるだろうということも含めて対応しているのですが、何回多分説明しても、私だって100%分からない。だから、1回や2回説明しても。だって、5年もたっているのですよ。とっくに決まっているという話なのだけれども、明和さんは。だけれども、決まっていないから今日までこういうふうに論争しているわけです。

あくまで決定をするには、路線の場合には方向性の行く先がまず了承し、行き先が館林駅から川俣に移ることによって路線のくにくにくが変わり、そこへ幾つ駅を停留所を新たに新設し、廃止するのを幾つ廃止をし、その一つ一つの停留所は何時何分、それから次の停留所には何分後、最終的にはそれに沿って試乗をして、関係者が。変わったコースで、ここがケヤキの木の小枝がこうなっているからバスをこすとか、全部そういった安全性まで。それでその後に協議が調ったということで合意するのだということで、私どもは理解しておりますので、100%譲って幹事、いわゆる役場の係長や課長も含めてその人たちで合意したとしても、それは仮合意であって、自分の町の使用者の代表者全て。先ほど区長さんが3名と言ったけれども、この路線の関係する区長は3名全員反対。とんでもない話だということで、我がほうもではしようがないなと、例えば決まっているのか、どういうふうに決まったのか、随分聞き取りをしましたけれども、多少のそごがあったりしてしているのだろうと思いつつも。例えば決まったことでも改正しなくてはならないというのが町民優先たる行政の役割ではないかということも考え、そういったことをお聞きいただけるかどうかは別として、調停委員の皆さんに十分述べた上でご判断いただくということで、そこで原因究明をするつ

もりはない。要するに判断をどこに任せるかということで、その判断先を。だから、県に任せる必要はないと、我々議会が判断するとか、おまえらが判断せよと言っても、それは両者とも限界もあるのだろうと思っているわけでありますので、そういう意味での今日の発議でございます。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 なかなか過去のいきさつのことについては分かりにくいということで、それは分かったのですけれども、それはそれとして、本日のこの議題は調停案を群馬県に申請するということは本論なわけで、前置きがいろいろ長くなってしまったのですけれども、このことについては、その館林・明和・板倉路線については、先ほど針ヶ谷議員の質問に対しても答えたように、今月の12月22日に廃止ということで正式にこれ決定することになる、これ見込みね。決定ではないのだけれども、21日に合意するという見込みになっておるということで、ほぼ決定と理解していいのかと思うのです。これは館林市も明和町もそれに何ら異論がないということで合意して、22日に決定の運びになるだろうということなのでしょう。

ということは、この問題は……

[何事か言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 そうそう、だからちょっと聞いてよ。今年度の令和2年度のこの運行費をめぐってのその負担金の割合のことについての紛争ということなのですよね。そこで、先ほどこれ針ヶ谷議員も言ったので、まず聞いたので、私も非常にこれ疑問に思っているのは、館林・明和・板倉路線って。負担金も3者で負担していると。その中でなぜ館林がこの当事者ですよね、この3者は。当事者からのけられているのかと。館林は2町で協議してくださいということのようで、自分から引いてしまって、何か紛争の中から逃げているような感じがするのですけれども、やはりこれ県に申請するのであれば、館林も当事者なのですから、当然入れてやらないと、これ紛争の協議の対象にならないのではないかと。なぜこれ館林は私は関係ないよと、館林は関係ないよということで避けているのか。その辺のことを事務局はどういうふうこれを聞いているのですか。逃げられないですよ、これ。館林・明和・板倉という3者で運行している路線を廃止することと。その廃止することに当たって、先ほど明和町の恐らく理由は、この紳士協定違反だと、板倉町が。だから、板倉町に原因があるのだから、板倉町が負担しろというのが明和の言い分なのでしょう。

[何事か言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 そうでしょう。

[何事か言う人あり]

○延山宗一議長 栗原町長に申し上げます。マイクを使用してください。

○10番 青木秀夫議員 ちょっといいですか。

だけれども、27日の日にそういう通知が来ているだけで、それ以前から館林は2町でいいあんばいにやってくださいということを言っているようなのですけれども、これやはりできればこの当事者間で1市2町で解決するか、あるいはもっと広げればこの1市4町の地域公共交通会議というのがあるわけですから、そこで解決すると。これたった今年度の運行費の問題だけですよ。来年以降これは廃止だから、問題ないわけ。非常にお金の問題だから、問題が非常に単純明快なことだと思うのですよ。これからの運行路線をどうするのだとか、時刻表をどうするのだとかという、そういう問題と違って、今年1年間の運行費。個人の金だと何百万円だから大金ですけども、これ自治体間の紛争ですから、こんなもの解決できないのかなと。個人

間というか、私人間の争いだと、みんなそれぞれ都合のいい主張をして、なかなか話がまとまらないところでもあると思うのですけれども、これ自治体間の紛争だから、お金の問題以外に何か、誰がどう言ったとか、先にどう言ったとかって意地の張り合いでやっているのかなという気もなくもないのですけれども。やはりお金の問題で単純なものですから、解決できるのではないかと思うのですけれども、だから館林を含めて、この入れてやるというわけにこれいかなかったのですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 まず、当事者間というのは館林そのものも2町で話し合ってくださいと言っているのだから、2町でまず。判断するのは、館林さんも入れるかどうか、必要と判断するのは第三者の方でよろしいと思うのです。話を1対1の自治体で煮詰まらないものが、理由が明確になっていれば増やしても。だけれども、外野というか、当事者ではない人が細かい理由も分からないで邑楽町や関係ないところまで広げたら、もっと分からなくなってしまうということも含め、やはりそういった論法でいきたいというのが当町の考えであります。

なおかつ、お金の問題。個人であればこんな嫌な気持ちで、幾日も1年も何年も、実質は5年もの経緯がかかっているのですけれども、お金の問題が出てきたのは今年の2月か、ごく最近なの。お金の問題に切り替えてきたのは、こちらからすれば明和さんの。館林も、本当は板倉が川俣駅ということに反対すれば、館林さんも今まで通っていた路線も一挙に明和と同じように影響を受けるのですけれども、なぜか館林さんは自分の路線の金を払うと言っている。明和さんだけが両端が払う。だから、ほかの町は例えばこういう考え方も持っていたのです。お金の集め方、年会費はどういうふうに集めているのだと担当に聞いたら、事務方の中心である館林から板倉は550万、1年分の負担金みたいなものを1年に1回払いなさい。明和さんは明和の路線分払いなさいと。ですから、館林から板倉に明和の分を払えという館林は権限を持っていないと私は理解しています。

明和さんは、館林から催促されれば、明和に聞くわけですから、明和さんがうちは払わないよという理由を、むしろまずは館林に申し上げ、聞いてみたらそれもそうだな。だから、では明和分を明和さん、板倉へ請求してくれよ、俺も助っ人するからとか、いろんな方法があるかと思うのですけれども、そういう意味ではうちのほうは騒がずとも、自分のところは適正に合理的に常識的に、自分の町でかかっている経費は全て払うということで払ってきているわけですから、個人のお金であれば嫌な問題や、もううちはお金があるから300万円ぐらいは、こんな嫌な思いをするのではあれだから払ってしまうよと言っても、個人であれば許されるかもしれませんが、行政は1円違っても出納室でも過去、どこの町でもあるでしょう。1円が合わなければ銀行と同じで、徹夜までするのです。300万円、200万円のお金をそうは自治体間の紛争だからなんていうので、青木さんはこの間もそういう論理を言っていたいて、ああ、うちの町はもしかしたら敗訴すれば、これは青木さんを中心に議会さんが払え、払えと判決が出る前から払ってもいいのではないかと言っているわけですから、議会さんがいて助かるなと思っておりますけれども、でも責任上、議会も2分の1の責任を持っているのですから。

要するに納得のできないお金は、まずは払えない。そのスタンスから始めるのが当然の話というふうに私は理解しております、むしろ自治体であるからこそ、自分のお金でないという立場であるからこそ、明和

さんがなぜ突然4月1日から、俺のうちは払わないと、うちの言うことを聞かなければ。その前段で板倉町は紳士協定を破っている。紳士協定みたいなものを誰がやったのだというところまで職員に私自身もちろん、自分の町の代表者として、明和さんが板倉と仲のよい関係を、はらわたを煮え切って、それは町長の指示であったのかあるいは総務課長の指示であったのか分からないけれども、そういう表現を使われるだけのことを板倉町がやったのかということも含め、今日までいろいろ聞き取りをしたり。ただ、100%の真偽は我々にも分かりません。当事者であって、町長としては一から十までその現場にいて、人間の対話というのはマスクをしていたって分からない、目だけでは。顔の表情や全ても含めて本心を言っているのか、うそを言っているのか、冗談を言っているのか。いい話のときはほんのり笑みが浮かぶのか、人によってはその逆の人もいるとも称される場合もあるわけ。あの人は笑って言ったときは危険だよとか、いろんな結論があるわけですから、私が判断できるのはここまでということで、むしろ明和と板倉の関係をこんな問題で、でもどちらかがもしかしたら誤りがあるのではないかあるいはそういったものを全くたっぶり時間をかけて多分やってくれるでしょうから、そういった皆さんに分かるまで自分の町の主張をすると。結果としてお金を半分出せとか、全部出せとかあるいは出す必要はないということ。我が町は例えば判断によってでもあるのですが、我が町が例えば敗訴みたいな形、訴えるというのではないけれども、聞いていただくという会に持ち込むとして。敗訴の場合は約300万円支出しなくてはなりません。負けた理由をつけなければ議会は多分。でも、事前にそういう仕方ではないのではないかと伝えてくれているから助かるのですけれども、でも町民が許さないと思います。

ああいう中でちっとも我が町は150万円からのお金を出すのです。議会の承認がこれもなければできません。なぜ半分なのかという理由がなければ出せません。明和町さんは、俺のうちのほうはお金は払わないよと言っていますが、全敗しても今までどおり払えばいいのです。明和町は何も言いたくない。ああいう中では300万円払うのを150万円で済むわけですから。板倉町が全部悪いと言えば、明和町は一銭も出さずに済むし、最悪のケースで明和町は元の状況だけ払えばいいという主張にのっとなって戦ってくるのだらうと思っていますけれども、それは第三者のいわゆる判断に。だって、こういうどちらも自分の言っていることは間違えではないと言っているということで、2月からでももう10か月近くやっているわけですから、そういった選択をぜひ議会で同意いただきたいということで、我がほうが100%正しいからということでは分かりませんので、どちらが勝つか、どういう判決ではないけれども、半分ずつの判定が出るか分かりませんが、板倉町はただ明和の言うとおりに出せばいいというものではありませんし、出すには手続を経なければ出せない。例えば私自身が、ああ、こんな争いをするのは嫌だから、昨日も明和町の富塚君と隣り合わせで、昨日笹川さんのね。行き会おうと、おう、富塚、昨日上毛が出てあれだな。でも、俺と行き会っても、大衆の面前でこっちとこっちを向いているのではみっともないから任せておいて、我々は町の代表者だからにここ。いろんな方面での話もしましょうやということで、昨日舞台の上でも幕が開く前、そんな話をしていたのは、多分俺の後ろに座っていた明和町の小池、農協の組合長とか、みんな見て聞いて知っているだろうと思っていますので、そういう意味ではここは真相究明の場所ではない。ここで皆さんに幾ら述べても、私でさえ100%把握できないのですから、そういうことですから、そういう判断の場をそこへ提出を出させていただくことをご了解いただければという、そういう場でございます。すみません。よろしく願います。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 このお金の問題だけで、何でこれ館林が当事者、これ館林・明和・板倉路線といて、負担金も3者が負担しているの、館林が蚊帳の外で、明和と板倉だけで当事者だといいて、この論争をしているのですけれども、館林は全然関わりたくないといいてこれでいいのですか、これやはり。当然これ3者は当事者として関わってくるのだと思ふのです、どうしても。いっそのこと、この調停の申請について館林を入れるといいてわけにいかないのですか、これ。どうせ後で追加で入れろとかと言われるかもしれないのですけれども、館林も入れてこの路線の問題についての負担金の割合の紛争についての申請とすればいいのかなと思ふのですけれども、どうなのでしょう。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 青木氏の言うことも私も十分理解できます。館林の、先ほどもちょっと触れましたが、ある一面明和さんに同調して、それがだから課長のその時点での何課長だったか分かりませんが、その腹一つで同調したのか、板倉へ板倉さんが払ったほうがいいのではないのみたいなこともあったようすし。逆にあくまでこれは2町間の話だから、2町で話し合ってくれといいてるし、なおかつ板倉町が廃止をこういう状況になって、これだけこじれるのでは、やむを得ず廃止をといいて、決定するまでは現行路線をつなぐわけ、走っているわけですよ。明和町さんは、廃止を言った時点からうちの町は負担しないと、影響を受けるからと。館林は、だってもっと額も大きいし、影響を受けるのだけれども、館林さんはなぜか、俺だったら、館林もうちも払わないよというかもしれません。一応ね。

だけれども、館林はある部分は板倉寄り、負担は自分の話が決まるまでは、板倉もうちのほうも当然払います。館林さんも払いますといいてる。明和さんだけが決まったのだから、決まったことをある意味で優先するようなイメージで、明和の分は板倉さん払っておけなといいてる話もしているといいて、支離めっちゃめちな部分もあるので、館林も必要があれば、いわゆる我々が訴えなくても、巻き込まなくても、必要があればその調停委員さんが、これは青木氏が今言うように、これをこちらから名指ししなくても、そのくらいの見識のおありの方がお集まりになっての判断をいただけるのだろうといいてることも含め、そこはだからお任せしたいといいてる。だけれども、その前に取り上げてもらわないと駄目だから、それには議会の同意が要るといいてるということです。ありがとうございます。

○延山宗一議長 ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

討論につきましては、反対討論、賛成討論となります。

まず、反対討論から認めます。

○10番 青木秀夫議員 まず、反対討論を述べさせていただきたいと思ふのです。

これ先ほども何度も同じことを質問してきたのですけれども、館林・明和・板倉路線の負担金の問題について関わるこの紛争といいてることで、群馬県にその調停を申請するといいてる案なのですけれども、これは館林・明和・板倉路線と名前があるように、これは館林も当然当事者であって、今までも負担してきたわけで。この問題に関して非常に単純な問題かなといいてるのは、先ほども質問したのですけれども、今年度限りでこの

路線は廃止するというので、決定に近い合意をされているということで、その問題については何ら問題ないということで。

問題は、今年度、令和2年度のこの館林・明和・板倉路線の負担金の割合について、明和町が負担しないということを言っていると。その問題についての紛争だということで、明和町の主張は、先ほども質問したように、ちょっと不可解な点があるのは、1月17日に館林の事務局よりこういう運行案が出された。それについて板倉町としては、その前提になるものがよく分からずに、こういう通知が来たということで、それに代わる代替案として板倉から別の案を提示したら、それに対して、これ明和町が言っているわけですね。紳士協定違反だということで、負担金については払わないという。そのときは負担金の問題ではないでしょう。ただ、紳士協定違反するという異議が出てきた。その後板倉町から、それならこの館林・明和・板倉路線を廃止しましょうということを提案して合意に至ったということで、その問題は、だからその今年度の1年間の負担金の割合の問題ということなので、ぜひこれ館林を当事者に加えて申請するのならよろしいかと思うのですけれども、この問題についてはそういうことでもう一度再検討していただけないかなということで、反対意見を述べさせていただきます。

「ちょっと確認させていただきますけど、よろしいですか」と言う人あり]

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 要するに館林が当事者の一員に入っていていただく旨を、それが正当ではないかという理由で反対をされるということですね。青木議員さんのその反対討論の趣旨が、あまりにもちょっと長過ぎたので。館林市も当事者であるから、板倉と明和の紛争でなく、この南路線に関する館林も当然入れて議論すべきところであるから、そういう形になっていないから反対であると、そういうことでよろしいですね。

一応受け止めておきますけれども、当方の姿勢は先ほどから申し上げているとおりの姿勢でございます。以上です。

○延山宗一議長 次に、賛成討論を認めます。

市川議員。

○11番 市川初江議員 11番、市川です。よろしく申し上げます。賛成討論をいたします。

公共交通路線バスの館林・明和・板倉線に関する自治紛争処理申請については、それぞれの言い分がありますが、双方の会議の内容の受け止め方がかみ合わず、話し合いが平行線で、前に進まないという現状であるので、館林駅から電車を利用して学校に通っている子供たちのためにも早期解決が求められます。ゆえに自治紛争処理委員会への調停申請に対して賛成をいたします。

以上です。

○延山宗一議長 次に、反対討論を認めます。ありますか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第60号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○延山宗一議長 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり承認されました。

○町長挨拶

○延山宗一議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、本来であれば我がほうももう少し事務方も含め、誤解のないような、しっかりしたものをやり取りしていれば、こんな議会で皆さんに、あるいは明和さんに対しても相互の意見がかみ合わないみたいなことも避けられたのかなという意味で、強く担当者には、担当部局には、いずれにしても反省をしておきなさいということも申し上げました。いろいろ僅か12月の議会、実質は4日間でありましたが、今日最終日、白熱した各位の意見等も聞かせていただいた上、執行部の方針に対して多数での賛成をいただいたということで、そのとおりに進めさせていただきたいと思っております。

本議会は、人事案件を含め、2件ございまして、そのほか当初予定議案を全て原案どおりに可決をいただきました。特に鈴木優前教育長には、ご承知のとおり、7年8か月にわたって教育行政の先頭に立ち、頑張っていたいただきました。また、江田監査委員さんにも同じくお骨折りをいただきましたので、既に私のほうから代表して兩人に対してねぎらいの言葉と感謝状を贈らせていただいております。その折、議会の皆様方にもいろいろお世話になったということ、兩人から退任に当たり、よろしく言ってくれということをお預かりしましたので、本席を利用して披露させていただきたいと思っております。

また、後任の赤坂教育長あるいはそれに監査委員、館野監査委員さんについては、教育長については12月21日付の辞令交付、館野監査委員さんには既に12月8日付、それぞれの事情によりて辞令の発令をさせていただいております。それぞれご承認いただいております。期待に沿うように頑張っていただけと思っておりますので、当人に成り代わって私のほうから引き続き温かいご指導いただきますようお願い申し上げます。

また、一般質問では、森田議員には大質問2つ、小質問それをそれぞれ小質問を5問、7問の計12問通告をいただきました。主に私が今回の4選を踏まえて、これからの町政についてどう考えているとか、非常に一言、二言では、あるいは町の安全安心をどう担保するとか、自然災害に対しての対処のこととか、ある意味では答えに対して非常に大きなテーマでもありまして、時間を要したということであり、12問小質問で用意されたものが三、四問だったかな、ということで、森田議員には終わってしまったという当方の、申し訳ないけれども、やむを得ないと思っておりますが、そういう意味では不完全燃焼にきつとなったかもしれないことを心からおわびというよりも、ご理解いただいて、大事なことです。一言、二言で、はい、分かったよ、答えをぱっぱと紋切り型に答弁をするわけにもいかないということも理解していただいて、ぜひこの間も申し上げましたが、一定のこれからも残りの質問は次回に優先して申しただければと思っております。

針ヶ谷議員については、町の総合計画の中から産業振興、主に農業分野に対する質問でございました。いずれも現農業の問題点の解決策あるいは支援策、あるいは方向性等々を問うもので、ご指摘のように効果の面で成果が出にくいものあるいは直結しにくいもの、当事者の意欲に左右されるものあるいは取り組みにくいもの等々、農業の関係の補助金等々は分類されておまして、それをより利用する側とのマッチングといえますか、それが今までよりもさらに一生懸命やっていただきたいというごもっとものご指摘でもありましたので、担当課に既に指示させていただきまして、意を酌んで頑張れというようなことで指示させていただきました。

そういった中で、私自身もちょっとこの間も述べたのですが、農業という職業は、私が今から20年、30年前に農業もずっと真剣に、若くてばりばりでやっておりましたが、そのときから比較すると、農業者就業人口も含め、減少の悪化の一途をたどっているという現状から、国の施策が非常に手厚い補助あるいは助成金とかいろんなもので恵まれ過ぎているぐらいの面もあるように、私個人としては受け止める部分もございません。ご承知のように、保護が進めば自己責任も含め、保護を当てにするようになるというその反面もなきにしもあらずでありますので、自分で選んだ自分の道を歩くのに、補助金ばかりを当てにしているのよろしいのだろうかというようなことも、ちょっと個人的には心配する面もあるという答弁もさせていただきました。そのことも含めて、ぜひご参考にしていただき、地域の若い指導者にもそういった考えの中で針ヶ谷議員がぶつかるところだけお伝えいただければありがたいと思います。

小林議員については、当町の橋梁の長寿命化あるいは台風時の路面冠水、あるいは通学道路の安全についての質問をいただきました。県内でも町の立地上、立地上というのは海拔が低いということも含めて、あるいは輪中の町でもあるというようなことも含めてですが、立地上の面から見ても他の市町村よりこの間比較する橋の数も申し上げましたが、倍あるいはそれよりも3倍に近いような町との比較で橋がございます。それは国から55%を中心とした国からの補助金も補助事業という形でも出るということもあるのですが、絶対量が多いということから、ある意味では当町の限りある財源の中では、その対応に非常に苦慮しているところもあります。やはりこれは安全安心ということもありますので、予算に当てはまる範囲内で一つ一つクリアしてまいりたいということでございますので、ご理解いただければということでもあります。

また、子供については、子供の安全、通学路の安全については、既に危険箇所を一つの路線路線に1キロあるいは2キロある中で、既に10年以上も危険を洗い出ししているのではないのでしょうか。そうすると、上位10か所、一つの通学路で上位10年で1年に1つずつ危険箇所を消化しても、11番目が今1位になっているということに論理的にはなる場合もあるのですが、でも子供の安全は大事でございます。では、どこまでチェックするのかと。それだけで果たしてよいのか。子供たちは子供であっても自分でどういうふうにしたら、いわゆる不慮の事故から守れるかということも学校教育も通して、飛び込んでくる車は防げないと。でも、自分たちが歩道の中の車道側を歩くのか、お店側を歩くのかとか、自分で自分を守る能力を知らず知らずに植え付けて、事故に遭わないようにとか、危険な人を見分けるようにとか、そういったあくまでも周りの環境をお金をかけて整備するということが必要ですが、自ら避けるあるいは自ら危険のところには行かない、入らない、そういった教育ももしかすると同時並行して必要なのであろうというふうにも考えておまして、その二面をこれから、特に教育面については充実するように、この間赤坂教育長とも懇談をしておりますので、そういった点にまで配慮していただけるかなというふうにも思っております。

そういう意味で、今日最終日、最後に冒頭に申し上げました追加議案について可決をいただきました。それぞれお互いが自治体であり、二元代表制もそれぞれ持っておりますし、合議体でもあります。民主主義の団体であり、法治団体である以上、共同事業、こういった1市2町とか1市4町とか、厚生病院も含め、一部事務組合も含め、共同事業において時には意見の、独りでやっているのではないのですから、意見の違いや考え方の違いがあるのは当然のこととございまして、そのためにルールを設定し、それに沿って歩み寄れるだけ歩み寄ろうという姿勢の下に、あらゆるそういった場所においても努力するわけではありますが、時にはこういった状況も残念ながら起こってしまうということも事実でもあります。

したがって、共通のそれらの認識に照らしても、自らが正しいと言っているだけで、嫌なあるいは不合理な時間を過ごすよりも、ただ当事者で話合いができないのに、第三者に決着がつくのかねとか、いろんな心配ももちろんありながら、でも法的拘束力が多少あったりして、館林の厚生病院の関係でも第三者委員会を立ち上げましたが、これは法的拘束力も全くありません。ということも含め、健全あるいは強制力は果たしてどうか分かりませんが、指導力を持っているそういったものを参考にして、当事者間、明和町さんとの歩み寄りがこの道を選んで1年かかるべきものが半年で済んだとか、そういう意味でよい方向性へプラスになればという意味での行動でありますので、ただいまそれらをご理解いただきながら、また先ほども青木議員さんの貴重な質問でもありましたが、反論させていただきましたが、個人のものであれば個人の裁量で1,000万円でも1億円でも、人によっては木っ端一枚という価値で、人によって違います。ですが、公共の自治体としては一円たりとも基本的には合意が得られず、許可が得られず、二元代表制の議会にご理解がいただけない。なおかつ、その先に監査委員ということで、今回からは専門の監査委員をお願いしたところもありますので、そういったことも含めて理論展開を十分して、理論を展開し、支出をするにしても何にしても、町民からも納得のいくような支出の仕方も考えるということも含めて、先ほどは貴重なご判断をいただいたというふうに考えております。

これから皆様方議会が手を挙げていただいたということは、我々執行部だけでなく、議会も同じ立場で一枚この紛争に加わったということにも見ようによればなるはずでありまして、そういう意味では我々も今まで以上に、例えば何回行われるか、実際我々も初めての経験ですけれども、必要に応じて、できれば毎回等でも申し上げてもよろしいのですが、皆様方に同じ仲間としてこの問題にスクラムを組んで立ち向かっていただくためのご決定もいただいたわけですので、一々これからは報告もしながら、議会の皆さんも一緒に知恵を出し合い、考えていただいて、間違いのない結論の方向へ、それが我が町が勝つのか負けるのか、あいなかなのか分かりませんが、いずれにしてもそういった方向性に相談相手としてご承認いただいたことと理解もさせていただいておりますので、そういう意味では今後もよろしくお願い申し上げます。

館林市では昨日、おととい、職員でお一人の方に陽性が出たということで、昨日は館林市3階フロア全て1日もしくは2日職員が全部自宅待機となったようでございます。話によるとですが、同じ3階にある市長室あるいは同じ3階にある議員控室も含めて、棟が違うから議員までもかいと言ったけれども、いずれにしても3階の全て、いわゆる仕事も停止という状況でもあるようでございます。他山の石を参考にしながら、あるいは我が町も既にそういう危険区域にも、これは例外ではありませんから、どこの自治体も、最大限の注意を払いながら、まずは皆様も含め、私も含め、自分自身の健康に留意しながら年越しあるいは新年を迎えられますよう、お互いに努力しながら頑張ろうではありませんか。

ということで、本日の閉会に当たりまして一言のご挨拶を、いつも長い長いと言われて恐縮でございますが、ご挨拶させていただきまして、感謝の言葉に代えたいと思います。今後ともよろしく申し上げます。では、明るくよい新年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○閉会の宣告

○延山宗一議長 以上をもちまして令和2年第4回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前10時44分）